

厚生文教常任委員会

平成 2 7 年 3 月 1 6 日

葛 城 市 議 会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成27年3月16日(月) 午前9時32分 開会
午後3時51分 閉会
2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室
3. 出席した委員
- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 朝岡佐一郎 |
| 副委員長 | 増田順弘 |
| 委員 | 川村優子 |
| 〃 | 藤井本 浩 |
| 〃 | 赤井佐太郎 |
| 〃 | 白石栄一 |
- 欠席した委員
- | | |
|----|-------|
| 委員 | 西川弥三郎 |
|----|-------|
4. 委員以外の出席議員
- | | |
|----|------|
| 議長 | 下村正樹 |
| 議員 | 内野悦子 |
| 〃 | 岡本吉司 |
5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-------------------------------|-------|
| 市長 | 山下和弥 |
| 副市長 | 杉岡富美雄 |
| 教育長 | 大西正親 |
| 市民生活部長 | 芳野隆一 |
| 保険課長 | 中嶋卓也 |
| 環境課長 | 西川博史 |
| 新炉建設準備室長 | 巽 重 人 |
| 新庄クリーンセンター所長兼
当麻クリーンセンター所長 | 増井良之 |
| 当麻クリーンセンター所長補佐 | |
| | 柏井英洋 |
| 保健福祉部長 | 山岡加代子 |
| 社会福祉課長 | 西川佳伸 |
| 〃 補佐 | 石井由美 |
| 〃 補佐 | 高垣倫浩 |
| 子育て福祉課長 | 岡 幸 子 |

〃	補佐	井 邑 陽 一
〃	補佐	油 谷 知 之
長寿福祉課長		門 口 尚 弘
〃	補佐	西 川 育 子
〃	補佐	森 井 敏 英
健康増進課長		水 原 正 義
〃	補佐	松 山 神 恵
上下水道部長		川 松 照 武
水道課長		川 井 高 久
〃	主幹	西 口 昌 治
〃	補佐	福 森 伸 好
教育部長		田 中 茂 博
教育総務課長		西 川 信 明
〃	補佐	高 津 和 司
学校教育課長		井 上 昌 典
〃	補佐	吉 井 忠
学校給食センター所長		高 橋 一 馬
〃	主幹	松 田 和 男
生涯学習課長		和 田 正 彦
〃	補佐	中 井 浩 子
体育振興課長		吉 村 恭 信
歴史博物館主幹		吉 岡 昌 信
新庄文化会館長兼		
當麻文化会館長		大 谷 肇
〃	主幹	森 本 美起代

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書記	中 井 孝 明
〃	新 澤 明 子
〃	山 岡 晋

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第5号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例を
制定することについて

議第8号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて

議第9号 葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

議第10号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

議第11号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

議第13号 葛城市保育の実施に関する条例を廃止することについて

議第14号 損害賠償の額を定め、和解することについて

議第15号 平成26年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について

議第16号 平成26年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について

議第17号 平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について

議第18号 平成26年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （1）新クリーンセンター建設にかかる諸事業について
- （2）葛城市学校給食センターについて

開 会 午前9時32分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。いよいよお水取りも終わりました、春の訪れも間近というところでございますが、先般また少し季節が逆戻りしたように、まだ肌寒いような毎日でございます。きょうは、本委員会の皆さんには大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本委員会に付託されました付議事件、さまざまたくさんございますけれども、円滑に議事運営させていただきたいと思っておりますので、時間の限りしっかりとご議論いただきまして、ご議決のご判断をお願いいたしたいと、このように思うところでございます。

それでは、委員外議員のご紹介をいたします。岡本議員、内野議員でございます。

一般の傍聴の申し出が1名あります。

お諮りいたします。一般の傍聴を許可することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。一般の傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

朝岡委員長 発言される場合は挙手をいただいて、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言をされるよう、お願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第5号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いたします。

ただいま上程されております議第5号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例を制定することについてご説明申し上げます。本条例につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育給付に係る保育所、幼稚園及び地域型保育事業の保育を受けた子どもの保護者が負担する費用に関し、必要な事項を定めるものです。

第1条では条例の趣旨、第2条では用語の定義を定めております。第3条、保育料では、幼稚園、保育所及び地域型保育事業に係る保育料は、保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案し、市が定める額は、国が政令で定める額を限度として規則で定める額といたします。ただし、葛城市立幼稚園の保育料及び入園料につきましては、葛城市立幼稚園保育料等に関する条例に定める額といたします。第4条、保育料及び入園料の徴収では、市長は、公立幼稚園、公立保育所及び私立保育所から教育・保育を受けた子どもの保護者から保育料を徴収する。また、葛城市立幼稚園から教育を受ける子どもの保護者から入園料を徴

収する。第5条、延長保育料は、市長は、葛城市立保育所において延長保育を受けた子どもの保護者からは別表1に掲げる延長保育料を徴収する。第6条、一時預かり事業利用料は、市長は、葛城市立保育所において一時預かり事業を利用した子どもの保護者から別表2に掲げる利用料を徴収する。第7条、保育料等の減免。市長は、特別な理由があると認めるときは、保育料等を減額または免除することができる。第8条は保育料等の納期について、第9条は保育料等の還付について、第10条では委任規定を定めております。

附則といたしまして、第1項、この条例につきましては平成27年4月1日から施行いたします。

この条例を制定することによりまして、葛城市立幼稚園保育料等徴収条例の一部及び葛城市保育所条例の一部を改正する必要が生じました。このような場合には、改正の原因となった条例の附則でこれを改正することとなっておりますので、第2項では、葛城市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について定めております。改正内容につきましては、議第5号の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。題名を葛城市幼稚園保育料等に関する条例に変更いたします。第1条中の「の徴収」を削ります。第3条中、「を徴収する」を「とする」に改める。第4条から第6条までを削る。第7条中、「教育委員会規則」を「葛城市教育委員会規則」に改め、同条を第4条といたします。

第3項では、葛城市立保育所条例の一部改正について定めております。内容につきましては、ページをめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。第1条中、「以下、『法』という。」を削る。第4条から第6条までを削り、第7条を第4条といたします。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

朝岡委員長 井上課長。

井上学校教育課長 おはようございます。学校教育課の井上でございます。よろしくお願いいたします。

今、山岡部長の方から幼稚園保育料等徴収条例につきましても説明させていただきましたが、更にその細かい部分といたしまして、教育委員会規則でこの保育料の額につきまして考えておるところでございます。資料はお配りしておりませんが、要点のみご報告申し上げます。

国の定めております5つの所得階層に基づきまして、この3,000円の保育料について減額を考えておるところでございます。生活保護家庭あるいは市民税非課税のおうちにつきましては0円と、3,000円の徴収は免除ということになります。また、第3階層が、市民税が7万7,100円以下のおうちにつきましては基本的に3,000円ですが、この3,000円の保育料につきましても、ひとり親世帯であったり、おうちに障がいを持っておられる子どもさんがおられる場合は、1,000円の減額といったことを考えております。また、第4階層と申しますのは市民税が21万1,200円以下、あるいは第5階層21万1,200円以上、このおうちにつきましては3,000円となりますが、そういった措置とともに、多子軽減と、多子世帯の保育料の軽減も考えておるところでございます。小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いらっしゃる場合、最年長を第1子、その次の子を第2子としますと、第1子は全額負担ですが、第

2子が半額、第3子が無料と、そういうように考えておるところでございます。補足させていただきます。よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 ただいまそれぞれ説明を願いました本案につき、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 ただいま説明がありました葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例について若干お伺いしてまいりたいと、このように思います。

まず、第3条の保育料についてお伺いいたします。子ども・子育て支援法の施行により、この間、市は、子ども・子育て支援事業計画の策定、各種条例の制定、各種基準に基づく施設事業者の認可や確認、認定、さらに、各施設事業等の利用者負担の確定、そして、利用者、事業者に対する新制度の周知、広報、意見聴取、新制度に基づく受給認定や利用調整、利用契約など、保育の利用に関する作業等に追われてきました。いよいよ条例の制定により保育料が確定することになります。

保護者、利用者は、希望する保育所等に入れるのか、保育時間はどうなるのかなど、新しい制度の実施に不安を持って見守ってまいりましたが、本市では、公設置の幼稚園、公設置の保育所や民間保育所、学童保育所等の現状が維持され、基本的に教育、保育の状況に大きな変化もなく、ひと安心もしているところであります。やはり、保護者、利用者の一番の関心事は保育料であります。少なくとも値上げにならないようにしてほしいというのが切実な願いであります。規則で定めるとなっていますが、現在入所されている子ども、新たに入所される子どもの保育料は、振り分けされた標準保育時間認定者及び短時間保育の認定者ごとにどのようになるのか、私もややこしくて理解しがたいところがありますので、この点をご説明いただきたい、このように思います。

それから、関連になりますけども、標準保育認定者、更に短時間保育の認定者の数、割合はどうなっているのかということでもあります。もちろん、先ほど保育料がどのようになるのかというのをお伺いしましたけれども、もう1点は、標準時間保育及び短時間保育の保育料の差が、国の基準を見ていますと1.7%を基本に設定されています。国の基準では、例えば所得割非課税4万8,600円未満の場合、保育標準時間で1万9,500円、短時間保育については1万9,300円。200円しか変わらないんですね。実際には保育時間は、標準時間が11時間、短時間保育は8時間ということでもあります。時間的には大体4分の3ぐらいになっているんですが、保育料的には大体平均して1.7%ぐらいしか変わらないということになっている。これはどういう理由によって、どのような考えで保育料が設定されているのか、教えていただきたいというふうに思います。

朝岡委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡です。よろしくお願いいたします。

まず最初の標準時間と短時間の説明と、それから保育料の説明をさせていただきます。

変更した分に関しましては、国基準が世帯の所得税額により階層を区分していたものが、新制度によりまして、世帯の市町村民税の所得割額により階層を区分する基準となりました。

市といたしましても国の基準により、階層区分及び各階層の保育料は、階層の基準は同額となっておりますので、維持するものとして設定する予定をしております。

まず、標準時間、短時間の説明をさせていただきます。新制度により、保育を必要とする事由のうち、標準時間におきましては、保護者のいずれもが労働、就労を常態とする場合にあっては、保育の必要量として、主にフルタイムの就労を想定した保育標準時間11時間となります。それから、保育短時間におきましては、主にパートタイムの就労を想定した保育短時間8時間の、2つの認定区分が設定されることとなります。保育料におきましても、国基準が保育標準時間と短時間の利用者負担額が示されていることから、葛城市におきましても2つの保育認定区分により設定する予定としております。それで国基準の保育料を基準とさせていただきます。

保育短時間との1.7%の減の理由ですけれども、私の方で今その点は把握しておりませんが、葛城市といたしましては、保育短時間についての割合を設定するときには、同じように1.7%を減じた額を設定しようと思ったのですが、標準時間の額との差が0円から1,000円になってしまいますので、この本条例で、保育短時間認定利用者が利用時間帯を超える利用、延長保育料の負担を新年度から1,000円と規定していますので、延長保育料の負担が発生すると保育標準時間の保育料より負担が多くなりますので、新しく負担が発生する額を勘案させていただきます。短時間の方は一律1,000円を減額した額とする予定をしております。0円から1,000円ぐらいいか階層ごとに差があらわれてきませんので、それで1,000円ということ。8時間を超えて利用される方には1,000円の延長保育料の負担をしていただくことになるのですが、それで標準時間と同額になるということになりました。

標準時間と短時間の割合ですが、1月末現在で、大体全体の22%が短時間になっております。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 課長の方から詳細にご説明いただきました。それぞれ確認してまいりたい、このように思います。

新しい保育料の階層区分なり利用者負担は、国の基準に基づいて設定していくと。階層区分については8段階で、利用者負担については保育標準時間と保育短時間とを別々に設定し徴収する、こういうことでもあります。保育時間の違いによる保育料の差というのが0円から1,000円ということですね。時間にしては大体4分の3と言いましたけれども、短時間保育の場合、73%程度ですね。1.7%としたら、保育料は標準保育料の98.3%、そういうことになっているわけでもあります。しかし、これは国の基準に基づいて1.7%というか、階層区分の1、2は標準時間保育も短時間保育も保育料は増額になっていますから、0円というのがついてくるわけで、0円から1,000円、こういう形にすると。それで、これまでの現行の保育料そのものは保育標準時間として設定されると、このように認識していいんですね。そうですね。ということは、基本的に保育料は上がらないということに理解していいのかな。

朝岡委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いします。

ただいまの質問に対して、階層ごとに保育料の額を変更する予定はございません。ただ、先ほども申しましたように、階層ごとの保育料を計算するときに、今までは所得税額により階層区分していたものが、世帯の市町村民税の所得割額によって階層が区分になるということだけが変更になったということでございます。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 もちろん国の保育料の基準額そのものがべらぼうに高く、本当に全国の市町村は軽減措置をして、保育所に対する支払いというのは、精算という形で市が一般財源を繰入れてやっているという状況になっているわけです。だから、保育料自身の国の基準そのものは当然そのまま生かされるわけですが、実際には規則において軽減措置をされるわけですから、軽減措置された標準時間あるいは短時間保育の保育料の状況をぜひ公表していただきたい、このようにつけ加えておきたいと思えます。

それから、先ほど延長保育について言及がありましたのでお伺いしておきたい、このように思えます。

延長保育については、現行の葛城市保育料徴収規則第7条の第2号で、前号に掲げる世帯以外の世帯1,000円となっていると思えます。新しい制度では、標準時間保育や短時間保育など、わかりにくい点があるわけであります。国は、全国の市町村からどうなるかということをお伺いされてきているわけですね。国は、朝9時から例えば午後3時まで保育をするとした場合、短時間保育でこの時間を超えた場合、1,000円を徴収すると、こういうふうに言っています。しかし、現実には8時間保育されていないわけですね。ですから、1,000円を徴収して、そのずれた分を徴収して、延長保育という形で位置づけてやるというのが国の基本的な考えなのかというふうには思うんですが、法そのものは1日の時間の設定をしているだけであって、8時間あるいは11時間と設定しているだけで、例えばの話で9時から3時とか4時とか、こういうふうになっている。やはり8時間であるならば、例えば設定した時間をオーバーしていても、やっぱり延長保育料は徴収すべきではないのではないかというふうに考えるわけですが、葛城市の場合は、先ほどの話からすると、ひょっとしたら、基本的には8時間を超えてということになれば、当然これは延長保育という形で1,000円ということになりますけれども、8時間を超えていない、9時から午後3時、4時というふう設定した時間から延長したら取るという考えなのか、8時間を超えた場合に取るというふうで考えるのか、その点を確認しておきたいというふうに思えます。

朝岡委員長 山岡部長。

山岡保健福祉部長 ただいまの白石委員の質問にお答えさせていただきます。葛城市の場合、短時間保育に対する延長保育でございますが、8時から4時までの8時間を基準としております。その8時間を超えた場合、4時から6時半までの延長につきまして、月額1,000円を徴収する予定をしております。4時から6時半までの1,000円につきましては、同一世帯に小学生以下の子どもが複数いる場合につきましては、1人目は1,000円、2人目は半額、3人目以下

降については0円というように設定する予定をしております。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 ちょっとかみ合っていない部分があるのかなというふうに思います。ということは、朝8時からではなくて、朝9時から預けて午後5時に退所するという事になった場合、8時間なんだけれども、設定された8時から4時という時間からすれば1時間オーバーされているということで、1,000円を徴収すると、こういうことになるんですか。

朝岡委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 葛城市の保育所の場合は、8時から4時までを8時間の保育時間としておりますので、4時まではその時間帯ですが、4時を超えれば1,000円ということになります。基準が8時から4時とさせていただいておりますので、今までも、11時間の場合は7時30分から6時半までの11時間というふうに保育時間が決められておりますので。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 大体そういうことだろうというふうには思っていました。けれども、こういうことが以前からずっとあったわけで、改めて子ども・子育て新制度ができた中で、自治体によっては、そういうケースは、定められた時間帯を超えても、短時間保育ならば、8時間以内であれば延長保育は徴収しない、こういうふうに改められたまちもあります。そういうことで、私は1つ提起しておきたいというふうに思います。子ども・子育て支援法が、まさに子育て世帯を支えていくという役割を本当にちゃんと果たしていくということにとって、この制度を契機にやっぱり考えていただきたい、このように思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 あと1点お伺いしておきたい。一時預かり事業の利用料という形で第6条に設定されております。その中で第2項別表第2の内容というのがあるわけですが、この内容についてお伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

別表第2の説明でございますが、まず、基本になる0歳から2歳児、3歳児未満の方が利用される場合は、4時間以内、午前中、午後だけとかでしたら日額1,800円。1日4時間を超える場合は日額3,600円。それから、3歳児以上につきましては、4時間以内が日額900円、4時間を超える場合は日額1,800円となっております。生活保護世帯につきましては、それぞれ無料という形になっております。よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 別表のとおりご説明いただきました。実際に一時預かり事業が実施される公立保育所はどこになるのか、お伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 一時預かり事業の実施の保育所に関しましては、私立は華表保育園、以前からと同じです。公立保育所に関しましては磐城第二保育所、以前と同じでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 従来の実施保育所ということですか。そういうことですね。やはり私は、この子ども・子育て新制度ができて、より保護者の生活の実態に合った保育の実現を目指していくということで、更なる拡充が必要ではないのかというふうに思いますので、この点を求めておきたい、このように思います。

先ほど、短時間認定の保育料の問題で、時間設定という形で言いました。何で短時間についてそういうふうに言ったかといいますと、保育料の設定そのものが、標準保育時間の設定と短時間保育の設定が、さっき言ったように1.7%、0円から1,000円ぐらいなんです。そういうことから、やはり自治体の中には、逆にもう延長保育料は短時間保育については取らない、非常に少ない、本来なら時間から直したら4分の3程度の保育料になるやないかと。それが、8時間であるのに1.7%、0円から1.7%しか変わらないということはおかしいやないかという認識で、短時間保育については延長保育料は取らない措置を決断した、こういう自治体があるということ、その点を付け加えておきたいと、このように思います。

以上です。

朝岡委員長 それでは、この案件につきましては質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決させていただくことに決定いたしました。

次に、議第8号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程されております議第8号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

お手元の資料1及び新旧対照表をごらんください。平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画に基づいた介護保険料の改定でございます。標準月額につきましては、現行の4,100円から5,000円に改正。保険料負担段階を、現行の9段階から10段階に再分化いたします。それと、附則でございますが、介護保険法の一部改正に伴い、介護予防サービスの枠内にあった介護予防通所介護、介護予防訪問介護が、介護予防日常生活支援総合事業において、平成27年4月1日から第6期中に実施することが全ての市町村で義務づけられてい

ます。その猶予規定を附則に設けるものでございます。

なお、この条例につきましては、平成27年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第8号の葛城市介護保険条例の一部を改正することについてお伺いしてまいりたいと思います。

まず、第3条の保険料率についてであります。本条例の保険料率は平成27年度から平成29年度の3年間の第6期介護保険事業計画の策定に伴って算定されたものですが、第6期計画は、保険料の算定に当たって持続可能な介護保険事業の基盤づくりを掲げ、持続可能な制度設計のために保険料の算出を行ったとしています。では、第5期計画の基準月額4,000円から約22%、900円増額され、基準月額が5,000円になり、年額は4万9,200円から1万800円増額され、6万円に引き上げられることになっています。さらに、第10段階では27%、月額2,440円の増額で月額9,000円、年額は10万2,000円であります。第9段階では最高の28%の伸びであります。月額で2,350円の増額で8,500円、年額は10万800円にもなる大幅な引き上げとなっています。

では、3年前の第5期計画、これは平成24年から平成26年まででありますけれども、このときにはどのような考え方で保険料の算出が行われたか調べてみました。ご紹介しておきたいと思います。

介護保険事業計画の第3章では、適正な介護保険給付サービスの基盤づくりが目標に掲げられ、その計画書の第5項において、負担軽減を目指した保険料の算出の方針に基づいて算出されたわけであります。その結果、第4期の基準月額4,100円が据え置かれているわけであります。負担軽減の方針から3年がたって、一転して持続可能な制度設計のためにと、正反対の方針で保険料が算定されているわけであります。短期間にどのような要因で方向転換をされたか、この点をまずお伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口です。よろしく願いいたします。

ただいまの白石委員のご質問でございますが、このたび第6期の保険料を算出するに当たりまして、介護保険制度の改正等、さまざまな要因がございました。まず、影響を及ぼした点を申し上げますと、まず、介護保険事業の1号被保険者の負担分が第5期の21%から22%に引き上がったこと、それと、介護予防訪問介護、介護予防通所介護につきましては、介護予防日常生活支援総合事業という事業の方に移行されること、それから、一定以上の所得者の利用者負担の見直しや、資産等の勘案調整に伴う影響があること、それから、国が示します低所得者の軽減強化等、介護保険制度の改正に伴うものとしましてはそういったものが影響されると思います。それから、葛城市内におきまして、第5期中に施設整備がされました。その影響等を勘案いたしまして、人口推計、それから要介護認定者の推計、それから給付費

の見込みなどを見込みまして、この算定額に至ったわけでございますが、第5期のときには、準備基金の方も積極的に取り崩して保険料を抑えるような努力をさせていただいたわけなんです。この第6期におきまして、準備基金の方もかなり少なくなってきました。その影響もありまして、この5,000円という形に落ち着いたわけでございます。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 門口課長の方からご説明をいただきました。このたびの方針転換、制度の持続的な維持をしていくんだと、そのためには保険料を上げ、適正な保険料にしなければならないと、こういうご答弁であり、その要因としては、1号被保険者の負担割合21%が22%に引き上げられたということとか、予防給付事業において新たな総合法に基づいて総合事業に移行していく、こういうことの説明もありました。さらに、施設介護サービスの施設の整備が進んできたことによる影響ということでもあります。また、第5期には介護保険給付費準備基金が1億6,000万円ぐらいあった。それらを取り崩したというようなことでありました。

私はそのようには理解はしていないわけで、やはり介護保険を設定するときに、いつもこの要因が当然考慮されて設定されるわけです。第5期の計画からこの3年間に、じゃあ被保険者の暮らしぶりはどうなっているのかということでもあります。年金が毎年下げられてきています。当然、勤労者の収入は18カ月連続して下がってくる。アベノミクスによる円安によって物価がどんどん上昇するなど、被保険者の高齢者の生活が3年前以上に本当に厳しい状況になっているのは誰でも理解できることだと思います。しかも、この第6期計画における課題整理の第4では、アンケート調査において、保険料を負担に感じている人が多いことは当然の結果と言えると、こういうふうに書いているんですね。保険者として、保険料の負担を感じている人が多いということは十分認識しているわけでありまして。そして、被保険者の保険料の負担の実態がこういう形で計画に書いてあるんですよ。何ら変わっていないことを書いていながら、一方で、要介護認定の有無で比較すると、要介護認定の方が介護保険料の負担感が低く、サービス水準の維持を求める意見が多くなっていますと、このように、私は、それは都合のよい数字をとり上げて、持続可能な介護保険事業の運営に向けて適切な制度設計が求められるという形で目的化、方針化しているのではないかというふうに思います。まさに第5期の負担軽減を目指す方針を、表現は悪いですけども、投げ捨てて、大幅な引き上げを行ったと言わざるを得ないわけです。

では、高齢者の持続的な生活の安定はどうなるのか。制度の持続的な安定があっても、高齢者の持続的な生活の安定がなければ、持続可能な介護保険事業や介護保険の適正な運営は成り立たないと、私はこのように思います。この間、国会でもこの点について議論をされているわけでありまして、私は、負担の軽減の必要性、第5期の事業計画における保険料算定の方針、目標というのは、第6期においても更に高まっていると言わざるを得ないと思います。この点、客観的に見てどのようにお感じになっているか、お伺いしておきたいと思っております。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの白石委員の質問でございますが、客観的に言いますと、もちろん低所得者を含む高齢者の負担を更に増大するというには違いはないと思うわけでございますが、介護保険制度のことで言いますと、やはりみんなで支える制度……。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 担当者ではこれは難しい答弁だと思います。客観的に見てどうなのかというと、我々はその制度を運営していく立場ですので、制度上、この中で会計を賄っていかなければならないという大原則をいただいておりますから、今まで基金を取り崩して運営をしてきたということがございます。その基金も枯渇してしまって、これ以上自分のところの介護保険の財布では賄えなくなってしまったという現実があるわけでございますので、上げたくはないけれども上げざるを得ないという状況はあるということでございます。この問題ではございませんけれども、大きな意味で、やはり介護保険制度とか、または暮らしを考えていくということで、今、介護バウチャー制度等を考えていきたいというふうに思っておりますので、ご意見等をまた聴取しながら、市民一人一人の負担軽減をどのように考えていくのか、考えたいというふうに思っております。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 市長からもご答弁をいただきました。介護保険制度がスタートしたのは平成12年だったというふうに記憶しております。そのときに厚労省はどのように言ったかといいますと、家族の介護から、社会が支える介護制度を構築するんだ、必要なサービスが提供されるようになるんだと、こういうふうに言って介護保険制度を導入し、1号、2号被保険者から保険料を徴収するという形で、それまでの措置制度から大転換したわけであります。

私たちは、ドイツの経験等から、一定これが厚労省が言うことで進展するならば、まさに評価できるものであるというふうに思ったわけでありますけれども、この第6期介護保険事業計画の中でも書かれているように、この間、数度の制度改正によってどんどんサービスが低下してきていると、こういうことになってきているんですね。私は、介護保険料の引き上げそのものは、被保険者にとっては耐え難い負担になってきているということは現実だというふうに思っています。低所得者だけの問題ではないというふうに思います。

厚労省は、今後の高齢化に伴って、平成37年には介護給付費の総費用が21兆円に達して、大体これは全国平均ですけれども、現在4,972円の第1号被保険者の平均保険料は8,200円程度にまで引き上がると試算しています。このままでは増大する介護給付費に見合う介護保険料の支払いが困難になることは目に見えていると思います。被保険者の介護保険料の支払いの困難によって、介護保険財政の破綻は必至だと言わざるを得ません。政府が掲げるスローガンとは全く逆の持続不可能な事態に陥ることは免れない。

現在の社会保険方針は維持しつつ破綻を回避するためには、介護保険の財源構成において、公費、とりわけ国の負担割合を大幅に高めて、高齢者の保険料の負担割合を相当程度圧縮することが必要である、私はこのように考えます。措置制度のときは、国の負担は2分の1でした。もちろん、その利用料は応能負担によってあったわけですが、財源は税でありました。だから、そこへ戻すというわけではありませんけれども、この間、財源構成の見直し

については、国会でも平成26年6月等々、この議論をやっているんですね。そして、自民党も公明党も、消費税増税前には、介護保険の国庫負担を10%引き上げると、このように主張していたわけであります。これは参議院の厚生労働委員会の大臣の答弁であり、また、公明党の新・介護公明ビジョンに書かれているものであります。国会で、本当に介護保険制度をどうするんだと、今のままの制度であれば、国庫負担割合が4分の1という状況であれば、これはもう破綻するということは目に見えているわけで、そういう議論がなされているんです。ところが、このたびの改正においては、財源構成の見直しを先送りしてしまって、給付の抑制と保険料の負担増によって財政上の帳尻を合わせた。そして、持続可能な介護保険制度を維持するんだと、こういうことを言っているわけで、被保険者、国民の暮らしの問題は飛んでしまっているわけであります。

私は、国会が議論されているように、介護保険制度の根本矛盾の解決に、やはりこれは国が中心になってもらわないといけませんけども、葛城市も地方自治体も真剣に考えて、介護保険制度というのは自治事務ですね。行政がみずからの責任において保険料を決めたり、事業を実施したりすることができる事務。法定受託事務ではありません。そういう意味からすれば、保険料の軽減等に一般財源を投入することは何ら支障がない、このように考えるわけであります。私は、全国でもう既に800程度の自治体が、保険料に直接ということではありませんけれども、所得の低い人たちを中心に一般財源を投入して軽減措置をとっているというを紹介しておきたい、このように思います。

あと1点だけ、ここに第6期の介護保険事業計画があります。これは第5期の介護保険事業計画であります。先ほど来私が言っている内容については、この中にきちっと明記されているわけであります。私は、制度上、市長が答えられたように、一定の制度の中で介護保険料を決めていかざるを得ないというのは理解できますけれども、自治事務としての葛城市の主体性を発揮するということも求められることを改めて強調しておくとともに、この介護保険事業計画の中身を見てみますと、介護サービスそのものを低下させる、そういう制度改正がそのまま受け入れられているんですね。2ページの第2項ですか、第6期計画策定に向けた制度改正というのがあります。被保険者の方々は、保険料が少々上がっても、もっと上がっても、サービスが維持され、更にサービスが充実するんやったら辛抱しますと、こういうふうはこのアンケートで答えられているんです。サービスが維持され、サービスが充実するんやったら、多少の介護保険料の値上げは、もう少し上がっても仕方がないと考えているんです。じゃ、せめてそのサービスが充実される、維持されるということが私は当然のことだというふうに思うんです。ところがここには、地域支援事業の見直しが行われます。これによって、要支援の1、2の方々の居宅介護サービスや通所介護サービスが地方自治体の地域支援事業に移行され、総合事業として実施されるようになった。介護保険の給付から外してしまって、葛城市でやりなさい、しかも安上がり、専門的サービスと多様なサービスに分けて、多様なサービスにはボランティアを充ててサービスを提供していくんだと。その認定についても、地域包括支援センターへ申請に行って、そしたらその職員が、これは1職員でしょう、基本チェックリストに基づいて、この人は介護サービスが必要でないと、介護認定

は必要ないと、自分がそういうふうに考えたら、その厚労省が示している基本的なチェックリストに基づいて、25項目らしいですけども、この間こけたことはないとかか、そういうふうなことで判断して、認定申請をしないで総合事業の方へ流していく、こういう制度が平成29年から導入されるべきだと、そういうことが書いてあるんです。これは2年間の経過措置がありますから、葛城市は今やっていないですね。やる予定はないですね。それはもうぜひやらないで、やはりじっくりと考えていっていただきたいと思います。

さらに、施設サービスの見直しと書いています。ここでは特別養護老人ホームについて、入所資格をおおむね要介護3以上にくくっていくと。ほかは地域支援事業とか、介護度を落として、落とさないまでも出ていってもらい、自立していってもらいというふうな方向になる。全国で42万人と言われていました待機者なり、その同じ数が今、特別養護老人ホームに入所している、こういう実態の中で、認知症とか特別入所というのはあるみたいですけども、これは事業者が認定審査会とかそういうものをつくって、入れるかどうか判断する。そこへ市も入って、どういう立場で要介護1とか2とか認知症の人の入所にかかわるのかというのが、私は大事だと思うんですね。いやいや、もう厚労省の言うように、できるだけ給付費を下げのために、施設入所はだめだということで入所を拒否する、そういう立場ではやっぱり困るわけです。しかし、そのように書いてある。

そして、費用負担の見直しですね。一定以上の所得のある利用者の自己負担を現在の1割から2割へ引き上げると。一定以上、年金収入が280万円だったと思います。厚労省は、280万円あれば60万円ぐらい余るから、十分2割の負担に耐えられるんだと言っている。しかし、その根拠が国会審議の中で崩れた。にもかかわらず、このままの方針が出されてきている。2割の負担です。もちろん月額の上限はあります。この程度の人だとしたら、上限が4万数千円ぐらいでしょうか、ありますけども、こういう状況になっている。

さらに、低所得者に対する補足給付、これも取り上げようというわけですね。この介護保険事業計画というのはそういうことなんですよ。低所得の人が特別養護老人ホーム等の施設に入っている場合、食費とか居宅費、そういう費用の軽減をしているんです。介護保険制度の中で、食事、居住費というんですか、そういうものは対象外だったんです。そのことによって本当に利用料が倍以上にはね上がった。それをカバーするために、補足給付という形で負担を軽減する。それももうやめてしまおう。こんなことが、今回の総合法に基づく制度改正がなされ、介護保険事業計画に反映されているわけなんです。

このたびの介護保険事業計画については、単に介護保険料が引き上げられるということだけではなくて、まさに介護保険のサービスが低下し、しかも介護保険の利用が本当にしにくくなると、こういうことになっているわけです。これは葛城市の責任ではないと思う。介護保険制度の本来の目的を逸脱して、単に持続的な制度の維持をするということで被保険者に負担を求める、サービス、給付の低下をもたらしていく、もう窓口で介護保険の認定をシャットアウトする、こういうことを押しつけてきている、こういうことを今やらされようとしているわけです。これでは市民の老後の生活は守れない。本当に住みなれた地域で老後を過ごせるようにはならないということを私は指摘して終わりたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員 時間も余りありませんので、かなり手短になりますけれども、白石委員がいろいろとおっしゃったことについては当然理解していけるところでございますが、国の厳しい財政の中で、また自治体の厳しい状況の中でも、この今の5,000円になったということに対しては、ほかの自治体では6,000円ぐらいになっているような、そういったところの報道も聞くんですけども、この基金に関しても心配するところですけども、かなりアップしたという感覚にはならないのかなというふうにも私は思います。もちろん、我が家にも介護の母がおります。市民また住民にとっては、サービスは果てしなくやっていただきたいと思うところですが、非常に今、認知症とか重い状況になればそれなりの認定も受けてもらえます。うちの母なんかは特にそう思うわけですけども、段階が上がらない方が家族にとってはいいと思います。また、家族の負担というのも当然出てくる中で高齢化社会を迎えていくわけですので、葛城市の財政の中で、非常に大きい気持ちでばんと上げたというふうには私自身は捉えていない、そういう思いでございますが、非常にこの基金というところも危惧されるわけですけども、他市町村と比べてどうなのかというところも含めて、わかる範囲で答えていただきたいと思うんですけど。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの川村委員の質問でございますが、保険料につきましては、まだ各市町村が公表されていませんので、今こちらがつかんでいる情報で申し上げますと、まず奈良県内12市を捉えますと、一番最低を示しているのが生駒市で、4,759円という保険料を示されております。最も高いところで宇陀市の6,600円という額です。葛城市は5,000円ということで、今現在こちらがつかんでいる情報といたしましては、下から4番目という情報を得ております。

基金の方は、それぞれこの第6期の方で取り崩しを予定されている市町村が多くございまして、保険料をなるべく上げないようというような努力はされているみたいでございます。取り崩しをされる予定の市は、葛城市を含めると9市ございまして、最高では橿原市で5億円、それから奈良市でも5億円というような金額を取り崩しされる予定と聞いております。葛城市の場合は2,980万円を取り崩すということで保険料を算定いたしております。

朝岡委員長 市長。

山下市長 保険料と、あと基金の関係ですけども、例えば橿原市とか香芝市とか、今取り崩しのおおむねの額を情報が入っている範囲の中で言っていますけれども、橿原市は5億円取り崩してもまだ9億円が残っていたりします。これは、1期から6期までの通しの中でどういう考え方で来たのかということも当然反映されるわけです。1期、2期、葛城市は2,650円でまいりました。そのときに、恐らくですけども、今基金をたくさん持っておられる他の自治体は、もう少し高い金額で来られて、基金をためていかれたということがあろうかと思います。うちは基金をほとんどためずに、それをできるだけ市民に還元してきてやってきた。ただ、こ

の6期で葛城市は介護保険の基金を全部吐き出ししてしまいますから、私が怖いのはやっぱり次の7期です。7期になっていくと、もう介護保険料で全て賄っていかなければならない状況が来るのではないかと考えていくと、今回でも本当に議論して議論して議論して、もう少し高い保険料、担当者からこれぐらい要るんですというところから、いや、もうちょっとやっぱり市民の負担感を減らしていこうという思いで、正直ここまで抑えさせていただいたというところなんです。この兼ね合いというのは非常に難しいとは思いますが、白石委員がおっしゃるように、構造的な問題として葛城市の責任ではなからうとは思いますが、介護保険を全体で賄っていかなければならないという状況の中で、どうしようもないところであるというところなんです。奈良県全体の中でも、5,000円ぐらいというのは下から4番目というふうになっておりますけれども、今、全体的にさほど変わらない状況にあるわけです。これから、ここからどういう考え方でいくのかということも、次の7期に向けてしっかりと考えていかなければならないところだ、課題だということだけ頭の中に置いておいていただいて、議論して、次に向けて考えていきたいというふうに思います。

朝岡委員長 川村委員。

川村委員 先ほど、平成37年に8,200円ぐらいにまでなるといふ、今の抑えていただいている金額というのは、このまま10年このとおりのふうなことも、もう想定できなくなってくるかと思いますが、今かなり基金の方も消化して、住民に負担をかけないという努力をしていただいた。そういった考えを持って今回はこういう形であるということについては、非常にご苦労していただいたんだなというふうに私は思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 保険料の話は介護保険の給付費準備基金との関係が当然あるわけで、私は、橿原市が5億円を取り崩して更に9億円を残していると聞いて、あっと驚いたわけでありましてけれども、厚労省はこの間、通知を出して、1期3年間の徴収された介護保険料は、その期において介護保険給付として、あるいはその他の給付として、サービスとして還元すべきだという考え方ですね。私はこの考え方には、いろいろ厚労省のやり方については本当に腹立たしいことがいっぱいですが、これは当然そういう形です。制度はそのために、財政安定化基金やったかな、県が市町村の保険者から、介護保険料等から集めて持っていますし、またそれらを活用する、そういう仕組みをつくっているんですね。だから、そういう趣旨からしたら私は、いっぱい介護保険給付費準備基金を持って、1期から6期までため込んできたなんていうのは、制度、運用そのものをどのように把握されているのか疑問でありますし、葛城市の場合は、少なくとも合併時の、サービスは高く負担は低くという市民との約束に基づいて、2,650円から、大幅に引き上げましたけれども4,100円、これはしかし、この間ずっと維持してきたわけでありまして。これは準備基金そのものを当然被保険者に還元するというところで行われてきて、更に今回のこの支出をしているということは、やはり制度として、私はそうあってしかるべきだというふうに考えています。国保の例を見ても、私は、基金そのものが高い国保税、国保料の1つの原因になっているということをつけ加えておきたい、このように

思います。

以上です。

朝岡委員長 それでは、この案件については質疑を終結させていただきます。

それでは、討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第8号の葛城市介護保険条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論を行います。

被保険者の暮らしの実態というのは、年金の減少、物価の上昇等によって、毎年毎年苦しくなっています。介護保険料だけではなく、国保税や後期高齢者の保険料等が生活に大きいのしかかっているというのは現状であります。その中で、現状の介護保険制度そのものが早急に見直しをされて、国庫負担の引き上げ等の改正が実施されないと、介護保険財政はもとより、市民の暮らしそのものがより大変なことになってくる、これはもう目に見えています。

3年前の第5期事業計画では、負担の軽減というものを目標に介護保険料の設定が行われました。保険者が大変な努力をされて基準月額4,100円を維持したということは、私は大いに評価できることだと思います。現状は、3年前と同じ被保険者の生活そのものが持続できないというような状況が続いているわけで、私は、自治体の自治事務として、葛城市が一般会計等を投入してでも負担の軽減を実施すべきだと、このように思います。国は確かに三原則等を掲げて、一般会計からの繰入れを強く牽制していますが、制度としては自治事務であり、全国800を超える自治体が軽減のために一般財源の繰入れを行っているということでもあります。

また、この介護保険の設定と同時に実施されるサービス給付のサービスの低下の問題、特養に対する要介護3以上の認定者に限定していくという問題、あるいは低所得者に対する利用料等の補足給付を減少あるいは打ち切っていくという問題。私は被保険者の市民にとっては大いに問題があるということを申し述べて、反対討論といたします。

以上です。

朝岡委員長 ほかに討論はありませんか。

川村委員。

川村委員 議第8号、葛城市介護保険条例の一部を改正することにつきまして、賛成の討論をさせていただきます。

葛城市の高齢化は、既に4人に1人が高齢者という厳しい状況の中、介護保険制度の改正、社会状況の変化に対応するべく第6期の介護保険事業計画が策定されまして、その中身については、団塊の世代が75歳を迎える平成37年度を見据えた計画であると報告を受けております。今回の本条例の一部改正の根幹であります介護保険料の改定では、9年ぶりの値上げということになりましたが、要介護認定者数の居宅サービスの見込み、また、施設サービスについては市内で老人保健施設の整備が進む中で、適正な介護サービスの需要量を見込むこと

によって保険料をそうやみくもには上げず、標準月額保険料で5,000円に設定されたことについては、ご苦勞いただいたものと推測いたします。ほかの自治体でも6,000円を超える保険料を予定されているところということも聞いております中、葛城市の保険料の介護保険準備基金の状況のことを考えますと、この保険料では基金の確保ができるのかなということは危懼いたしますが、大幅な保険料の上昇も避けて、被保険者を第一に考えて改定していただいた介護保険料は評価できるものと思います。

介護予防や日常生活の支援総合事業については、利用者や事業所が混乱を招くことのないように、スムーズな移行ができますように、十分にご準備をいただいて、適切な運営をしていただくことを強く要望いたします。

これを私の賛成討論とさせていただきます。

朝岡委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより議第8号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数でございます。よって、議第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時14分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議第9号、葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしく申し上げます。

議第9号、葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

資料で説明申し上げます。資料2をごらんください。介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の基準となる省令が改正されたため、介護予防支援事業者と介護予防サービス事業所の連携に関する規定の改正を行うものです。内容といたしまして、1つ目は、介護支援専門員は、居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。2つ目といたしましては、地域ケア会議におきまして、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合は、これに協力するよう努めること。以上の規定が設け

られました。

この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第9号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、次にまいります。お諮りいたしたいと思っております。議第10号の葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて及び議第11号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、以上2議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと、このように進めたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会運営をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議第10号及び議第11号の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしく願いいたします。

議第10号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて及び議第11号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、一括してご説明申し上げます。

これについては、資料で説明申し上げます。資料3及び資料4をごらんいただきたいと思います。介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の基準となる省令

が改正されたため、所要の改正を行うものです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、夜間オペレーターの配置基準の緩和。外部評価が不要となり、自己評価結果を介護・医療連携推進会議に報告し、評価を受け、公表する仕組みとなった。訪問看護サービスの提供体制にかかる規定を設けました。

次に、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護では、夜間及び深夜のサービス、宿泊サービスを実施している事業所は、市長への届け出、事故報告の仕組みを構築。利用者定員を、現行の1事業所3人以下を1ユニット3人以下に見直す。

次に、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護では、看護職員の配置要件の緩和、管理者の総合事業の訪問方サービスや通所型サービス等との兼務を認める。登録定員を現行の25人以下から29人以下に緩和。外部評価が不要となり、自己評価結果を介護・医療連携推進会議に報告し、評価等を受け、公表する仕組みとなった。

次に、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）では、標準ユニット数を現行1または2から3ユニットまで差し支えないとする。

複合型サービスでは、複合型サービスの名称を看護小規模多機能型居宅介護に変更。登録定員を現行の25人以下から29人以下に緩和。外部評価が不要となり、自己評価結果を介護・医療連携推進会議に報告し、評価を受け、公表する仕組みとなった。

この条例につきましては、平成27年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明願いました本2議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて若干の質疑をしておきたい、このように思います。

資料3の主な改正内容の表を見てもみますと、サービス種別の中で、本葛城市においては、関係する代表的なものとして、認知症対応型通所介護、更に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、この2点が主要なものだと、このように思います。現行の事業所で通所型介護を実施されているわけでありましてけれども、今緩和によって実際に受け入れができる状況にあるのかどうか、通所介護あるいは生活介護についてお伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口です。よろしく申し上げます。

ただいまの白石委員のご質問でございますが、まず認知症対応型通所介護につきましては、現在、葛城市内では1カ所ございます。かつらぎの里というグループホームでございますが、現在対応しているのは1カ所ございまして、利用定員に係る規定が、1事業所当たり現行は3人までの認知症の方のデイサービスを受けられるということでございますが、今回の改正によりまして1ユニット3人以下ということでございますので、かつらぎの里は2ユニットございます。ですので、6人まで利用できるというふうに変わってまいります。それから、

グループホームの方でございますけども、認知症対応型共同生活介護は市内2カ所、かつらぎの里と悠久の里がございます。これはユニット数に係る規定が改正されることになるわけなんですけれども、現行では1ユニットもしくは2ユニットということでございますが、用地確保等が困難である等の事情がある場合、3ユニットまで差し支えないということに変わるわけなんですけども、ユニット数をふやすとか、グループホームの施設整備に関しましては、また改めて第6期の計画内で公募したいというふうには考えております。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 門口課長の方からお答えをいただきました。残念ながら本市においては、地域密着型介護予防サービスあるいは地域密着型サービスについては、認知症対応型通所介護あるいは生活介護、いずれもそういう基盤しかないわけで、その他、定期巡回・随時対応型訪問介護看護とか、小規模多機能型居宅介護とか、ここにサービスの種別として書かれているサービスが、私は今後、介護保険事業計画の中で十分議論され、市としての独自の対応が求められるのではないかとことを述べておきたいと、このように思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第10議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第11号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第11議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第13号、葛城市保育の実施に関する条例を廃止することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程されております議第13号、葛城市保育の実施に関する条例を廃止することについてご説明申し上げます。

これまで保育につきましては、市町村は、保護者の労働または疾病等、政令で定める基準に従い、条例で定める事由により保育に欠ける場合において保育を実施することとなっておりますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の施行により、児童福祉法が改正され、改正された児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村が保育の必要性の認定をすることとされました。この保育の必要性の認定を受ける基準としては内閣府令で定められました。これに伴い、保育の実施基準についてのみ定めております葛城市保育の実施に関する条例につきましては廃止するものでございます。

この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

なお、保育の利用申し込み等、保育の実施に関し必要な事項につきましては、葛城市保育の実施に関する規則で定める予定をしております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第13号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第14号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題といたします。

本案について、提案者の内容説明を求めます。

田中教育部長。

田中教育部長 田中教育部長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

議第14号、損害賠償の額を定め、和解することにつきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、住宅及び車への被害に係る相手方に対しまして、26万1,483円の損

害賠償の額を定め、和解するものでございます。平成26年12月17日の強風によりまして、葛城市新庄小学校附属幼稚園の西側フェンスに取りつけておりました8枚の看板のうち3枚が外れ、そのうちの1枚が付近住民の住宅と車に接触し、損傷させたことにつきまして、このたび相手方と和解に至りましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第14号、損害賠償の額を定め、和解することについてという形で本3月の定例会に提案されているわけで、昨年の12月17日にこの事件があったみたいですね。この間、損傷された市民の方の住居や自動車に対して、話し合いの上で和解されるということになったというのは、早期に解決できたものとして考えておきたい、このように思います。しかし、やはり26万1,483円といえども市民の皆さんの税金です。そういう意味では、施設、設備の維持管理が常々適正に行われていることが強く求められるわけで、当然、看板等々は台風あるいは季節的な突風があれば飛ぶということは想定されるわけで、十分な管理を求めておきたい、このように思います。

以上であります。

朝岡委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

それでは、これより議第14号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、続いて、議第15号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託されておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程いただきました議第15号、平成26年度葛城市一般会計補正予算

(第5号)の本委員会に分割付託されました部分をご説明申し上げます。

初めに、1ページ目をお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,730万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億1,674万9,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。18ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、13目地域住民生活等緊急支援交付金事業費、13節委託料、健康支援事業運営委託料876万3,000円の追加、買い物支援事業運営委託料541万4,000円の追加、介護バウチャーシステム策定実施事業委託料700万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金、アートフェア実行委員会助成金500万円の追加でございます。

めくっていただきまして、20ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、23節償還金利子及び割引料2万6,000円の追加でございます。2目国民健康保険医療助成費、28節繰出金568万8,000円の追加でございます。4目障害者福祉費、19節負担金補助及び交付金6万4,000円の追加でございます。めくっていただきまして、20節扶助費5,000万円の減額でございます。23節償還金利子及び割引料193万4,000円の追加でございます。5目老人福祉費、13節委託料54万7,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料55万2,000円の追加でございます。28節繰出金850万円の追加でございます。9目臨時福祉給付金事業費、7節貸金47万4,000円の減額でございます。11節需用費1万8,000円の減額でございます。12節役務費75万8,000円の減額でございます。13節委託料3万円の減額でございます。14節使用料及び賃借料67万1,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金2,337万円の減額でございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、20節扶助費46万4,000円の減額でございます。23節償還金利子及び割引料100万2,000円の追加でございます。2目児童措置費、19節負担金補助及び交付金89万6,000円の減額でございます。20節扶助費467万9,000円の追加でございます。8目保育所費、7節貸金400万円の減額でございます。11節需用費354万9,000円の減額でございます。4目児童館費、7節貸金348万1,000円の減額でございます。5目ひとり親家庭等福祉費、23節償還金利子及び割引料53万4,000円の追加でございます。7目子育て世帯臨時特例給付金事業費、3節職員手当等144万3,000円の減額でございます。めくっていただきまして、11節需用費5万2,000円の減額でございます。12節役務費24万1,000円の減額でございます。14節使用料33万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金240万円の減額でございます。4項生活保護費、2目扶助費、20節扶助費9,750万円の減額でございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、19節負担金補助及び交付金35万8,000円の減額でございます。2目予防費、13節委託料800万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金110万円の減額でございます。4目健康づくり推進事業費、13節委託料600万円の減額でございます。7目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金225万円の減額でございます。2項清掃費、2目塵芥処理費、13節委託料1,020万円の減額でございます。3目し尿処理費、11節需用費100万円の減額でございます。18節備品購入費30万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金269万3,000円の減額でございます。4目地域循

環型社会形成推進事業費、9節旅費58万円の減額でございます。13節委託料128万3,000円の減額でございます。14節使用料及び賃借料32万4,000円の減額でございます。15節工事請負費2,300万円の減額でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、13節委託料83万円の減額でございます。2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料457万円の減額でございます。15節工事請負費1,900万円の減額でございます。3項中学校費、1目学校管理費、13節委託料64万円の減額でございます。15節工事請負費600万円の減額でございます。4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、13節委託料536万円の減額でございます。22節補償補てん及び賠償金26万2,000円の追加でございます。5項社会教育費、3目文化財保護費、13節委託料13万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金164万5,000円の減額でございます。6目文化会館費、13節委託料770万円の減額でございます。14節使用料及び賃借料448万円の減額でございます。3目歴史博物館費、11節需用費79万6,000円の減額でございます。13節委託料218万2,000円の減額でございます。6項保健体育費、1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金49万1,000円の追加でございます。

続きまして、歳入を事項別明細書の方で説明いたします。11ページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金965万7,000円の追加でございます。12款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料101万5,000円の減額でございます。6目教育使用料、4節社会教育使用料55万円の減額でございます。2項手数料、3目衛生手数料、2節清掃手数料1,090万円の追加でございます。

続きまして、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金2,344万6,000円の減額でございます。2節児童福祉費負担金53万2,000円の減額でございます。3節児童手当負担金778万8,000円の減額でございます。5節生活保護費負担金2,320万4,000円の減額でございます。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金122万7,000円の減額でございます。めくっていただきまして、3節生活保護費補助金94万6,000円の減額でございます。4節臨時福祉給付金事業補助金2,796万9,000円の減額でございます。5節子育て世帯臨時特例給付金事業補助金446万6,000円の減額でございます。3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金578万1,000円の減額でございます。14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金753万7,000円の減額でございます。2節児童福祉費負担金26万6,000円の減額でございます。3節児童手当負担金89万4,000円の減額でございます。2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金27万円の減額でございます。

めくっていただきまして、15ページ、15款財産収入、2項財産売却収入、1目物品売却収入350万円の追加でございます。16款寄附金、1項寄附金、2目民生費寄附金、2節児童福祉費寄附金10万円の追加でございます。6目衛生費寄附金、1節保健衛生費寄附金3万6,000円の追加でございます。

19款諸収入、3項雑入、3目過年度収入、1節過年度収入321万2,000円の追加でございます。

す。4目雑入、2節雑入、これにつきましては、生活保護法第63条、第78条に係る返還金165万3,000円の追加でございます。日本容器包装リサイクル協会拠出金150万円の追加でございます。休日診療所交付税配分金160万5,000円の追加でございます。介護扶助費過年度返還金66万2,000円の追加でございます。

続きまして、8ページに戻っていただきまして、繰越明許費のご説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、各種ボランティア養成・指導者育成事業100万円、健康支援事業で876万3,000円、地域福祉施設における「おでかけ広場」の開設事業44万4,000円、子ども・乳幼児のための防災教育事業100万円、買い物支援事業541万4,000円、バウチャー実施計画策定事業700万円、葛城市アートフェア事業500万円、3款民生費、1項社会福祉費介護保険料システム改修事業54万7,000円の繰越しをお願いするものでございます。

この繰越明許費に関しましては、別紙でお渡ししております地域住民生活等緊急支援のための交付金事業一覧をごらんください。これは国の補正予算対応の地域住民に対する生活の緊急支援の交付金事業でございます。歳入といたしましては、国からの補正予算で1億408万4,000円の歳入。それにつきましては、歳出では1億981万円の予算を計上しております。そのうち厚生文教常任委員会の所管事業といたしましては今朗読いたしました7事業で、合計2,862万1,000円でございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

朝岡委員長 説明を願いましたが、お昼になりましたので、ここで暫時休憩させていただきます。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時28分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど休憩前に、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の説明を願いました。この内容説明について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 午前中に引き続き、議第15号の平成26年度葛城市一般会計補正予算（第5号）について質疑を行ってまいりたいと、このように思います。

歳出の18ページであります。3目の地域住民生活等緊急支援交付金事業費、新たに1億981万円が計上されております。ここに地域住民生活等緊急支援のための交付金事業一覧という形で資料をいただいております。これに基づいて質疑を行ってまいりたいと思っておりますけれども、まず最初に、これらの事業が繰越明許という形で、もう既に平成27年度に繰越しされるという措置がされております。当然、地方自治法は会計年度独立の原則という形で、その年度に収入したものは、あるいは計画された事業はその年度に支出し、その事業を完結する、これが大原則であります。しかし、この数年、国の予算編成そのものが遅滞している、こういうことがありますけれども、年度末になって第1次補正あるいは本予算との一体の予算という形で補正予算が生まれ、地方自治体の年度末になってこういう事業費予算がついてくる。そして、もうすぐにこれを繰越ししなければならないということでもあります。当然こ

れはやむを得ない事情によって認められているわけでありませうけれども、こういうことでは本当に地方自治体の会計の原則そのものが形骸化しかねないということでもあります。国は、アベノミクスと地方への景気回復の実感を提供していくとか、そういう形で、地方再生という形で、どんどん予算を流してきているというのが実態で、このような補正予算、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業が、交付金事業でありますので、まさに即効性を求められる。地域経済が早く回復し、景気の回復が実感できる、そういう施策で進められているわけでありませう。この点はここで議論しても仕方がないわけでありませうけれども、市長においては、やはり市長会、あるいは議長においては、市議会議長会において、地方自治体の財政運営、会計に一定の支障を来すということを注文していただきたいということを冒頭に述べておきたいと思ひます。

それでは、伺ってまいります。この一覧の下段にあります厚生文教常任委員会所管事業分という形で、7つの事業が示されております。それぞれ各種ボランティア養成・指導者育成事業100万円の計上であります。賃金、報償費、需用費等が計上されている。さらに、地域福祉施設におけるおでかけ広場の開設事業、子ども・乳幼児のための防災教育事業、バウチャー実施計画策定事業、買い物支援事業、健康支援事業、葛城アートフェア事業等々7つの事業が計上され、繰越明許されているわけでありませう。それぞれ地域創生という形で、国が地方自治体に対し、地方で創意工夫をして、地域活性化とか、創生、再生、寄与する事業としてされているわけでありませう。それぞれ一定中身のわかっているものもありませんけれども、改めて事業内容の説明と、今後の事業についての進捗等々をお聞かせいただきたい、このように思ひます。

朝岡委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、社会福祉課の方では、各種ボランティア養成・指導者育成事業として、ゆうあいステーション内にボランティアセンターを開設し、コーディネーター役の臨時職員を配置することとしています。ボランティアセンター業務の内容としましては、ボランティア会同士の連絡調整、また行事への参加、ボランティアの育成、県の社協ボランティアセンターとの連絡などについて取扱い、ノウハウの蓄積や交換なども扱う予定をしております。また、ボランティア養成講座の入門・基礎編を開催し、今後活躍していただくボランティアの方の育成を図るものでございます。

以上です。

朝岡委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願ひいたします。

まず1つ目の、地域福祉施設における「おでかけ広場」の開設事業につきましては、現在、子育て支援事業の一環として、つどいの広場を市内3カ所において週3回実施しております。子育て中の親子が利用することで、子育て仲間ができ、親同士交流したり、保育士に相談したりすることで、子育ての不安や悩みも解消しつつあります。そこで、親子が遊びに出かけている福祉施設、ゆうあいステーションになるんですけれども、空き部屋を利用して子ども

と一緒に遊んだり、母親同士の交流が出かけるきっかけとなる「おでかけ広場」として開設し、保育士が常駐し、参加者に対して子育て相談を実施していきます。事業効果といたしましては、親子の居場所がふえることにより、子育ての孤立、虐待予防にもつながっていくと考えております。

次に、子ども・乳幼児のための防災教育事業でございます。これにつきましては、現在、地震、火災など発生時における日ごろの準備や心構え、危険箇所のチェックなど、毎月の避難訓練を保育所において共通認識を持って行っておりますが、さらに、災害時に子どもたちの命を守り、いかに安全に避難させ、安全を確保するためには、避難訓練時に防災頭巾を使用し、日ごろから使い方になれさせておくことが必要であると考えております。また、保護者に対しても保育所での取り組みを周知することで、安心・安全な保育環境の認識とともに、家庭での防災の意識も高められると考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。

長寿福祉課といたしましては、まずバウチャー実施計画策定事業でございますが、このバウチャーという言葉の意味は、国や自治体などが目的を限定して個人を対象に補助金を支給するというような意味合いでございます。この事業におきましては、福祉ボランティア等に参加した方にポイントなどを支給し、将来的には介護費用などに還元していくような、そういうシステムの確立を検討しようとするものでございます。内容的には、これから検討していくこととなりますが、市が行う事業への参加ボランティアなどを中心にポイントを支給することを考えております。介護予防や健康講座への参加の際にも支給するというようなことも検討したいと考えておまして、将来的には介護給付費の抑制等につながるものと期待しております。

それから、買い物支援事業の内容でございますが、これは、現在、ICT街づくり推進事業で行っております「おたがいさまサポートハウス」を拠点に、ネットショッピングによる買い物支援を行っている事業を延長する内容ということでございます。

朝岡委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。よろしくお願いたします。

健康増進課におきましては、健康支援事業として、現在、ゆうあいステーションと寺口ふれあい集会所で行っております「おたがいさまサポートハウス」というのを開設していて、そこで歩数計により自分の歩数、また血圧、体重計によって体脂肪などを測定し、健康状況を知っていただいております。そして、その登録者につきましては、現在220名でございます。それを1,000名までふやしまして、現在行っております窓口におきまして保健師による健康アドバイスをを行い、意識向上の促進と健康状態を把握していただくために、病気の早期発見や良好な健康状態の維持に貢献し、活力のあるまちづくりを目指すものでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 和田課長。

和田生涯学習課長 生涯学習課の和田でございます。よろしくお願いいたします。

生涯学習課の方から、アートフェア事業についてご説明申し上げます。現在、奈良県内12市では、天理市、五條市、それから葛城市を除きます9市で美術展覧会の方が開催されておるようでございます。本市でも、市民の芸術文化への知識や関心を深めるとともに美術作品の創作意欲を高めることによりまして、葛城市の芸術文化の一層の振興を図るとともに、アートをキーワードといたしまして、魅力あるまち葛城の県内外への発信、こういったことによりまして葛城市の活性化を図るため、アートフェアを開催していこうというものでございます。開催の概要の方でございますが、現在のところ、詳細なところはまだ協議進行中でございますが、アートフェアの方は住民みずからの企画、運営を基本とするために、実行委員会形式とさせていただこうと考えておるところでございます。委員の皆様につきましては、市内在住の画家の方々、また関係する企業、それから文化協会並びに市内の幼稚園、小中学校の方にも協力を依頼しようということを考えておるところでございます。また、専門家といたしましては、大阪芸術大学の方にも協力をいただくということで現在進んでおるところでございます。この美術の展示場所の方でございますが、詳細の方はこれからでございますが、現在のところ、新庄庁舎のロビーや相撲館、また當麻寺の方にもご協力いただくということで、現在打診をしておるところでございます。出品種別などの方でございますが、これはまた今後、実行委員会の中で協議して決定させていただこうと考えているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ課長からご説明をいただきました。買い物支援事業並びに健康支援事業については、既に事業として実施されており、更にこれらに拡充をしていくという形での予算措置ではないかということであります。

注目したいのは、1つはバウチャー実施計画策定事業という形で、ボランティア活動というか、いろんな福祉であったり介護であったり教育であったり、その辺は詳細がわかりませんが、その活動によって、時間でしょうか日にちでしょうか、ポイントが与えられ、そのポイントを、みずからが老後であるとか、いろんな場所でそれを活用していくと、こういうシステムなのかなというふうに思うわけであります。過去に私は、委員会研修において、東京都稲城市においてこういう話を聞いたことがあります。それが具体化されるということだと認識しておりますけれども、具体的にどういう部門で考えておられるのか。これから予算がついて、ちゃんとした事業計画も立てられない間にスタートせざるを得ないというのはやむを得ないということですが、改めてお伺いしておきたい。

各種ボランティア養成・指導者育成事業、これらもボランティアセンターの設置という形で、本当に市民の皆さんがいろんな分野に参加していただいて、いろんな分野でのリーダーとして活躍していただくとともに、行政と力を合わせ、懸案である高齢化社会や地域子ども・子育て支援事業での活躍とか、そういうことで大いに役立つのではないかというふうに思います。

地域福祉施設におけるおでかけ広場の開設事業、これも既に実施されている事業が更に充実していくという形での事業ではないかというふうに思います。

葛城アートフェア事業、これは全く目新しい事業で、もう既に県内では12市中9市で、いろいろな芸術文化の作品が市民の手によって展示される等、まちづくりの1つのツールとしてやっていこうということだと思います。実行委員会方式で行うという形で、ちょっと他の事業とは異なっているのではないかというふうに思います。そういう意味では、行政が市民の皆さんのお知恵をおかりして一緒に進めていくという点では大切な事業だというふうに思います。

いずれにしても、これは安倍政権が地域創生という形で打ち出した事業であります。非常に盛りだくさんの1億円を超える事業費であります。これは即効性を求められるわけでありますから、仕事としては、これは私、なかなか大変だなというふうに思うんです。ここにおられる幹部諸君は、日ごろの業務を抱え、その業務の遂行とあわせて新たなこういう事業を実施する、あるいはこれまでの事業を更に充実したものにしていくということで、非常に大変だというふうに思います。でありますけれども、せっかく国が地域再生だ、地域創生だと言って、湯水とは言わないまでも、どんどんとお金をおろしてきているわけですから、これをまさにこの葛城市にとって有効に使う、市民の皆さんの願いや要求がかなう、そういう事業にしていくことが大事ですし、またこれらの事業が一過性に終わらないで、葛城市の特徴あるまちづくりの1つに発展していく、そういう展望を持ってやっていただきたい、このように思うわけであります。予算措置としてはこういう形でやむを得ないですけども、事業内容が本当に豊かに、住民の皆さんとともに、住民の皆さんの願いや要求が実現する、そういう意味で頑張っていたいただきたいというふうに思います。

以上であります。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 介護バウチャー制度の前に、買い物支援と健康支援ですけれども、これは今回、地方創生のお金です。今までは総務省からの補助金というか助成金をいただきながら、そこを臨時で雇ってやってまいりましたけれども、じゃ、この地方創生のお金がなくなれば、市がお金を出し続けられるのかというのが1つの大きな問題になります。お金の切れ目が縁の切れ目になってはいけないということで、それを市民の皆さんに低額の有償のボランティアという形で育成できないかということで考えていきたいと思ったのが、有償ボランティア介護バウチャー制度ということでございます。ただ、それをお手伝いいただく方にはポイントが付与されるけど、日ごろからやって、いろいろと慰問に行っていたりとか、また小学校の危険がないようにと立っていただいている方には、こういったポイントがつかないのか、そのあたりは非常に難しい問題だと思います。だから、どこまでをフォローして付与していくのかということを考えながら、また、要らないよとおっしゃっていただく方にはそのポイントを行政に寄附していただくということも含めて、制度の設計が必要だろうというふうに思います。幸いにして稲城市の市長は青年市長会の仲間でございますので、その先発の事例等をしっかりと学びながら、よりよい制度設計をしていけるように努力してまいりたいとい

うふうに考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 市長からバウチャー実施計画策定事業についてご答弁をいただきました。これから具体的なことをつくり対応していくと、こういうことであります。基本的な考え方というのは理解できたと、このように思っております。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 それでは、引き続き質疑を行ってまいりたいと、このように思います。

21ページの5目の老人福祉費の13節委託料、介護保険システム改修委託料54万7,000円について、どのようなシステム改修であるのか、その点についてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、21ページから22ページにかかっております9目の臨時福祉給付金事業費の19節負担金補助及び交付金、臨時福祉給付金が2,337万円減額補正されております。当初予算においては、私の記憶では1億円程度やったのではないかと。非課税者に対して1万円、これは8,500人ぐらいでしたか。基礎年金者についてはそれにプラス5,000円、これは3,000人というふうに聞いていたわけでありましたが、これらは消費税の増税に伴う負担を軽減するために実施されたわけで、そういう施策が当初見込みよりも、把握していた内容よりも低いというか、2,300万円余りが減額されている。これはどのような理由によるものか、お伺いしておきたい、このように思います。

それから、23ページの3款民生費、4項生活保護費、20節扶助費ですが、生活扶助費について3,550万円、それと、医療費扶助費については6,200万円がそれぞれ減額補正されております。昨今、生活保護世帯が161万世帯を突破したという状況の中、本市においては当初予算額を減額すると、こういうことになっているわけでありましたが、その内容についてお伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。

介護保険システム改修委託料の内容でございますが、これにつきましては、12月補正でお願いいたしました介護保険システム改修と今回のシステム改修、どちらも平成27年度、介護保険制度改正に伴うものでございます。12月補正の段階では、介護報酬改定に伴うシステム改修が平成27年度の新年度予算の改修事項ということになっておったわけでございますが、今年の1月15日付で厚生労働省の方から文書が参りまして、この介護報酬改定に係る分につきましては、平成26年度改修事業の対象範囲に前倒しで組み入れられました。このことによりまして、今回補正をお願いするものでございます。内容的には介護報酬改定に伴う改修でございます。

朝岡委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお伺いいたします。

まず、臨時給付金の負担金の減額でございます。これにつきましては、平成26年度4月からの消費税引き上げに伴う非課税世帯への負担軽減の臨時的な措置としまして、1人に対して1万円、また高齢基礎年金などの受給者に対しては、加算対象として1人につき5,000円が加算されております。こうした中、リストアップさせていただきました対象者として4,295世帯、7,548人に対して申請書を送付しております。対象者として全ての非課税世帯、未申告者に対して申請書を送付しておりますけれども、未申告者に対しては申告をしてもらい、課税となった場合は対象外となっております。また、扶養義務者も非課税世帯でなければなりません。また、市外の扶養者については課税世帯か非課税世帯かは判定ができないため、扶養されていると考えられる方は申請がなく、申請件数として結果的に3,383世帯の6,149人、うち加算対象者が3,013人となり、実績額として7,648万円となりまして、2,337万円の減額とさせていただきます。また、周知方法としましては、未申請者に対して再度申告書を送付しております。また、広報の折り込みチラシや有線放送、ホームページでも随時周知をしております。

次に、生活保護の減額でございます。平成25年度末、保護人員215人と、平成24年度末の204人と比べ大幅な保護者増となっております。これを見込んで平成26年度当初、扶助費予算を計上しておりました。実際には、景気の上向き傾向などによって全国的に緩やかな保護率の上昇となっており、また、葛城市においても、自立や死亡などによって、2月末現在、人員が211人と、4人の減少となっております。当初、保護人員増を見込んで予算を組んでおりましたけれども、反対に保護人員が減少したことにより、また延べ人員の減少により、3月補正によって生活扶助費3,550万円、また医療費扶助6,200万円の減額とさせていただきます。なお、医療費の扶助費の減額ですけれども、特に死亡の方が多くて、過去に通常、例年5、6人程度亡くなっておられるのが、平成25年、13人、それと平成27年2月現在で10人などによって廃止の減額となっております。また、開始人員47人、廃止人員51人と、4人の減額によって死亡者の廃止人員が多く、また、これらについては高額医療の方が亡くなったことによる減額であります。もう1点、ジェネリック薬品の普及がございます。これについては、全ての調剤の割合に対して、奈良県平均では55.8%がジェネリック薬品を利用されていると。また、葛城市においては61.9%。これは国保連合会から国への電子データによつての解析でございますので、金銭的なことについてはわかってはいないんですけれども、これらによつても減額の要素になっていると思われまふ。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 改めて22ページの臨時福祉給付金について、ちょっとだけ確認をしておきたい。現在も未申請者に対して再度送付をして、給付を受けられるように手だてを打っているということでもありますけれども、これは、期限は限られていないわけなんですか。

朝岡委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 12月末までとなっております。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 では、引き続き、23ページの4款衛生費の1項保健衛生費の2目予防費の13節委託料でありますけれども、水痘予防接種委託料が500万円減額されております。この委託料については、9月でしたか、補正予算において措置されたものであります。金額的に500万円ということではありますが、当初の計画と実施された状況、その予防接種の勧奨についてどのように取り組んでこられたのか、お伺いしておきたい、このように思います。

それから、同じく予防費でありますけれども、24ページの方になりますが、高齢者肺炎球菌予防接種助成金110万円の減額になっておりますが、これらについても減額の内容、理由についてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、保健衛生費の7目の環境衛生費の新エネルギー等システム設置補助金125万円の減額であります。これは平成26年度において初めて予算化されたものでありますけれども、当初5万円を100件ということでありましたが、初年度ということですので、こういうものかなというふうに思いますが、いろいろ周知徹底に取り組まれた中身についてもお伺いしておきたい。当初の見込みからしてどういう評価をされているのか、お伺いしておきたいと思えます。

朝岡委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。

白石委員の質問でございます。水痘予防接種委託料500万円の減額計上となっております。水痘予防接種につきましては、昨年9月に補正を行い、そこまでは任意接種でございました。昨年10月より定期の予防接種となっております。補正内容といたしましては、3歳未満対象者は100%接種という形で補正計上させていただきました。昨年9月まで任意接種であったことから、当課では把握できない人数がおられます。任意接種で受けられていた対象者が多くいたことというのが1つの原因でございます。また、3歳までは2回接種になっております。2回接種になると、6カ月の間をあけて2回目を受けなければならないのですが、その2回目が平成27年度にかかるという対象者の子どももおりますので、500万円の減額ということとさせていただきます。と思えます。

次に、高齢者肺炎球菌予防接種助成金でございます。この高齢者の肺炎球菌におきましても、B類であります。定期の予防接種となっております。当初460人、144万円を予算計上しておりました。それが10月から定期の予防接種となり、そこまでに約90名の方、あと何人かは申請をしておられない方もおられますが、見込みとして34万円を見込んでおります。残り110万円を減額するものでございます。

以上です。

朝岡委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川でございます。

新エネルギーの補助金の件でございます。1月末現在で、太陽光パネルの申請が51件とソージェネレーションの補助金が6件で、57件ございました。今後の見込では、今までの状況から見まして18件と見込みまして、合計75件ということで、当初予算の100件から25件分

を減額しました。ちなみに3月現在で太陽光パネルが68件と蓄電池の方が7件で、合計75件ちょうどになっております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ課長から詳細にお答えをいただきました。

予防費の水痘予防接種委託料並びに高齢者肺炎球菌予防接種助成金、それぞれ、水痘については22.6%の未執行になる。肺炎球菌の方は、当初144万円だったものが減額110万円ということですから、34万円の執行ということになっております。接種率からすれば、当初目指した目標を非常に下回っているわけでありましてけれども、これは年度途中からの定期接種ということがあって、やはり周知徹底等がなかなか対象者に届かなかったという点も一定やむを得ないことであろうというふうに思います。

さらに、新エネルギー等システム設置補助金であります。これも初めて平成26年度から実施された事業であります。新エネルギー等の活用が地球温暖化を抑止していく、こういうことでありますので、引き続きこの取り組みを強化していただいて、拡充していただきたいということを求めていると思っております。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

川村委員 23ページの3款民生費の子育て世帯臨時特例給付金の事業費の中の19節子育て世帯臨時特例給付金が、当初予算で4,626名が対象というふうになったんですが、少しですけど余っている理由、もう一つは、戻りますが、21ページの3款民生費の障害者福祉費の20節扶助費の介護給付費と訓練等給付費、これは金額的には多く、元の金額が大きいんですけど、これはちゃんと行き渡っていたのかというあたりを教えてくださいんですけど。

朝岡委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしく申し上げます。

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、補正で増額補正させていただきました。対象者4,800人として予定しておりましたが、申請件数におきましては4,710人分の申請がありました。臨時福祉給付金との調整もありまして、それと所得制限もありますので、不支給になられた方もおられます。その分でマイナス240人の減額補正です。

朝岡委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。よろしくお願いたします。

介護給付費の減額でございますけれども、障害者自立支援法から総合支援法への法改正、また、これによる区分判定から、支援区分による療育、精神の方の区分見直しによる利用増を見込んでおりましたが、以前からもともと2次審査の判定審査会ではこの判定に対して配慮されていた面もありまして、見込み以上にはふえなかったということで、介護保険給付費を1,700万円減額させていただいております。

もう1点、訓練等給付の2,300万円の減額でございます。これも同様に、法改正によって、

ケアホーム、グループホームの一元化による利用増を見込んでおりましたが、見込み以上にはふえておりません。こういったことで減額させていただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、21ページと24ページの2項清掃費の4目の地域循環型社会形成推進事業費の13節委託料であります。委託料のうち、測量設計等委託料が当初予算で100万円だったというふうに思うわけですが、途中で補正がなかったとするならば、今回の減額補正措置において皆減ということになっておるわけですが、これはどのような原因によるものか。

また、14節の使用料及び賃借料、バス借上料が32万4,000円、これも当初予算32万4,000だったと思うわけですが、同額の32万4,000円が皆減ということになっております。どのような理由によるものか、お伺いしておきたい。

さらに、15節の工事請負費であります。工事費で2,300万円の減額がされておるわけですが、これは工事費当初予算そのものが15億円を超えるものでありますので、非常に小さなもの、契約差金かなというふうに思いますが、確認をしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 異室長。

異 新炉建設準備室長 新炉建設準備室の異です。よろしくお願いたします。

ただいまの委託料、それから使用料及び賃借料、それから工事請負費、この3点についての減額について説明させていただきます。

まず、委託料でございますが、これにつきましては、進入道路入り口付近にちょうど史跡の丘がございますが、その西側に道路用地として購入した用地の残地がございますので、その部分の測量設計の委託料という形で当初上げさせていただいておったんですが、その先に進入道路の一部用地買収がございましたが、まだ買収できていないのが実情でございます。その辺の関連もありまして、その部分の事業を先延ばしさせていただくというような形で執行しなかったというのが、まずこの100万円の委託料です。

それと、続いて使用料及び賃借料のバス借上料でございますが、これは笹堂地区の住民の方の視察ということで組んでおったものでございますが、新庄クリーンセンターの跡地に堆肥施設等を建設しようと考えて、いろいろ職員で視察研修に行かせていただいていたんですけども、なかなか適地が見つからなくて、実際に笹堂地区の方を連れていくことができなかったというような形で、これも未執行でございました。

それと、最後、工事請負費でございますが、これは契約差金とかではなくて、これにつきましては、まず、進入道路の先ほど申し上げました用地買収が幾つか残っていたという部分で、ちょうど今、池のところで道が狭くなっておりますが、その道の工事費用を1,600万円組ませていただいております。これもまだ用地買収が進んでいないということで未執行となっております。それと、もう1点が、その工事が完了しましたら、ちょうど瓦堂池の東側の道路を舗装しようと思っていたんですけども、それを700万円組んでおまして、その部分

の工事が完成しなかったので、またこれも未執行という形で、合わせて2,300万円の執行残が出てきた。執行できなかったということで減額させていただいたというようなことでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ異室長の方からご答弁をいただきました。委託料及び工事請負費については、地権者の協力が得られないということで設計ができなかった、工事が執行できなかった、こういうことであります。

そこでちょっとお伺いしておきたい。やはり用地交渉というのは、夜討ち朝駆け、こういうことが常々言われているわけでありますけれども、実際にどの程度ご協力をお願いに上がっているのか、この点、確認しておきたいと思えます。

バスの借上料については、これは笛堂大字に多大なご協力をいただいて、當麻クリーンセンターが竣工の暁にはセンターを解体し、その跡地に堆肥等の施設、設備等々、また周辺的环境整備を行っていくということに対する視察研修ということである。残念ながら、課長の答弁では、現時点では視察先が見当たらなかったと、こういうことやね。それはそれとしてやむを得ないことだというふうに思います。

以上であります。

朝岡委員長 異室長。

異 新炉建設準備室長 新炉建設準備室の異です。

ただいまの用地交渉の件でございますが、詳しく回数とかは申し上げにくいんですが、ここ最近また地権者の方といろいろお話しさせていただいて、少し進展してまいっております。今まで地域との関係で、地権者の方もなかなか前を向いたご意見はいただいていたんですけども、またいろんな事情もございまして、一応協力していただけるような方向で話を進めさせていただいておるというようなことでございます。地権者のことがございますので詳しく内容は申せませんが、一応そういう方向で進んでおるということでご理解いただきたいと思えます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですから、討論を終結いたします。

これより議第15号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第15号の関係部分については原案のとおり可決するも

のと決定いたしました。

次に、議第16号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案について、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部長の芳野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程いただきました議第16号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

最初に、1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,821万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,469万9,000円とするものでございます。

まず最初に、事項別明細書の歳出から説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

2款保険給付金、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付金、19節負担金補助及び交付金5,000万円の減額でございます。3目一般被保険者療養費、19節負担金補助及び交付金200万円の追加でございます。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金700万円の追加でございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金、19節負担金補助及び交付金1,842万8,000円の減額でございます。めくっていただきまして、2目保険財政共同安定化事業拠出金、19節負担金補助及び交付金856万円の追加でございます。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、13節委託料265万2,000円の追加でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分1,312万円の減額でございます。2目高額医療費共同事業負担金、1節高額医療費共同事業負担金460万7,000円の減額でございます。3目特定健康診査等負担金、1節現年度分22万2,000円の追加でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節財政調整交付金369万円の減額でございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、1節高額医療費共同事業負担金460万7,000円の減額でございます。2目特定健康診査等負担金、1節現年度分22万2,000円の追加でございます。2項県補助金、1目県財政調整交付金、1節県財政調整交付金328万円の減額でございます。

めくっていただきまして、7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、1節高額医療費共同事業交付金1,227万円の追加でございます。2目保険財政共同安定化事業交付金、1節保険財政共同安定化事業交付金6,675万8,000円の追加でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金1億372万

4,000円の減額でございます。

10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金383万7,000円の追加でございます。

11款諸収入、3項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料、1節特定健康診査等受託料150万3,000円の追加でございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第16号の平成26年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について若干質疑をしておきたい、このように思います。

歳出の7ページであります。8款保健事業費、1目特定健康診査等事業費、特定健診委託料が265万2,000円、そこそ金額が増額補正されている。これは事業の進展によるものではないかと推測はするわけでありますけれども、どのような内容のものなのか、お伺いしたいというふうに思います。

それから、歳入の5ページ、9款繰入金、1目一般会計繰入金のその他一般会計繰入金1億941万2,000円の減額補正がなされた。この内容についてお伺いしておきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいまの白石委員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、特定健康診査委託料の関係で265万2,000円の追加補正の内容でございます。当初予算におきまして、その委託料で2,118万9,000円を計上しておりました。その内訳としまして、国民健康保険被保険者に係る分として2,025人、そして後期高齢者医療保険者に係るものとして480人の委託料を計上しておりました。それが、現状の特定健診の受診状況によりまして、国民健康保険につきましては2,150人、そして後期高齢者医療保険の健康診査受診者数として635人の見込みを立てまして計上しました。その内容で、追加で265万2,000円となっている状況でございます。

そして、一般会計繰入金1億372万4,000円の減額の内容でございます。2つございまして、保険基盤安定繰入金の568万8,000円は、保険税の軽減措置等に係るものの増加による追加で568万8,000円を計上しております。そして、その他一般会計繰入金につきましては、国民健康保険の特別会計の中で、今年度の現在の収支見込みとしまして、今回、共同事業等の補正をさせていただいたわけですが、今回、歳出予算では共同事業拠出金の986万8,000円の減額補正、保険給付費におきまして合わせまして4,100万円の減額補正と、今申しました保険事業費で265万2,000円の増額、合わせまして4,821万6,000円の減額になります。そのことに対して、歳入予算の国庫支出金、県支出金、共同事業交付金、保健基盤安定繰入金、繰越金、諸収入等を合わせました歳入6,119万6,000円という財源が生まれます。それによって差し引きしまして、国保会計の収支としまして1億941万2,000円の財源が超過になります。そ

れによりまして、当初3億7,032万6,000円で組んでおりましたその他法定外の繰入金につきまして、1億941万2,000円の減額をさせていただくということになっております。国保収支の見込みにより減額するという内容でございます。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ中嶋課長から詳細なご答弁をいただきました。歳出の7ページの特定健康診査委託料、当初見込みよりも国保の被保険者、後期高齢者合わせて大きくふえているわけでありまして。これはこの間の国民健康保険運営協議会で数値を示されていたかもわかりません。私はちょっと記憶がないので、この伸びからすれば、受診率は期待していた以上に上がっているのではないかと思うんですけども、それはわかりますか。

朝岡委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。

白石委員ご質問の特定健診の受診率でございます。平成25年度におきましては、法定報告25.9%でございました。今年度、11月にならないと法定報告は確定しないんですけども、見込みとして28.0%の見込みの予定でございます。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第16号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第17号、平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。

本案について内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程していただいております議第17号、平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書、1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,800万円を追加し、歳入歳出予算

の総額を、歳入歳出それぞれ22億5,389万1,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳出でございます。2款保険給付費、1項給付諸費、1目介護サービス等諸費では、19節負担金補助及び交付金で7,053万5,000円の追加でございます。2目介護予防サービス等諸費で、19節負担金補助及び交付金で471万1,000円の減額でございます。2項その他諸費、1目審査支払手数料、12節役務費では68万1,000円の減額でございます。3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費では、19節負担金補助及び交付金で129万4,000円の追加でございます。めくっていただきまして、4項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費では、19節負担金補助及び交付金で156万3,000円の追加でございます。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防二次予防事業費、13節委託料で34万1,000円の減額でございます。2目介護予防一次予防事業費で、13節委託料で34万1,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護保険給付費負担金、1節現年度分で1,507万円の追加でございます。2項国庫補助金、1目調整交付金、1節現年度分で259万9,000円の減額でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分で1,972万円の追加でございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分で702万9,000円の追加でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分で850万円の追加でございます。めくっていただきまして、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、1節介護給付費準備基金繰入金では2,028万円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第17号の平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）について若干の質疑をしておきたいと思っております。

歳出の6ページであります。2款の保険給付費の1目介護サービス等諸費の19節負担金補助及び交付金の居宅介護サービス給付費が8,498万3,000円増額補正されております。補正前の額からすると12%程度増になるのではないかというふうに思います。どのようなサービス給付費がふえているのか、その点をお伺いしておきたいと思っております。

それから、2目の介護予防サービス等諸費であります。19節負担金補助及び交付金の地域密着型介護予防サービス給付費が288万8,000円増額されております。存目とは言わないけれ

ども、当初予算では5万円だったでしょうか、計上されていたわけでありますけれども、途中で補正があったかどうか記憶にないんですが、どのような増額補正の内容なのか。ここに来て288万8,000円という形で補正されておりますが、その内容、理由についてお伺いしておきたいと思います。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

まず、介護サービス等諸費における居宅介護サービス給付費の増額でございますが、平成26年3月から平成26年11月までの9カ月間の利用実績で申し上げますと、当初予算における介護給付費全体では、執行率は今現在77.37%という状況でございます。同時期の前年度比率で申し上げますと104.09%。それで、今ご指摘の居宅介護サービス費でございますが、これは前年度比率83.97%。これにつきましては、訪問介護、それから通所介護の各サービス、それからショートステイ、いずれも前年度より利用が伸びております。それと対照的に、施設介護サービスでございますが、こちらの方は72.31%ということでございまして、昨年度、夏場に急激に伸びたような傾向は、この平成26年度、見られておりませんで、終始安定したような給付費の動きを今現在見ておる状況でございます。それを総合いたしまして、居宅介護サービス給付費の8,498万3,000円の増額を今回お願いするようなことでございます。

それから、介護予防の方の地域密着型介護予防サービス給付費の288万8,000円の増額でございますが、これのサービス内容といたしましては、要支援1、2の方のグループホームへの入所対応のサービス分でございます。今現在、利用の方はありません。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第17号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第18号、平成26年度葛城市水道事業会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

川松上下水道部長。

川松上下水道部長 上下水道部の川松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程いただきました議第18号、平成26年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

まず、予算書の1ページをお開き願います。本補正予算の主な補正内容といたしましては、野田谷貯水池事業負担金の増額補正でございます。次に、第2条の収益的収入及び支出では、支出の第1款水道事業費用の第1項営業費用で715万円の増額補正でございます。第1款水道事業費用の総額を7億153万3,000円にするものです。

続きまして、収入支出の見積基礎に基づきましてご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。今回、収益的収入の補正はございませんでした。次に、収益的支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用の第1目原水及び浄水費の第31節負担金715万円の追加であります。兵家浄水場系統の原水取水地また水道用地であります大字兵家地内の野田谷貯水池の余水吐の破損及び漏水等に伴い、県営ため池整備事業として、市農林課を窓口整備を行うものであります。なお、事業内容といたしましては、堤体工の延長が45メートル、余水吐工の延長が53.3メートル、取水設備工1カ所、護岸工の面積は659平方メートルであります。金額といたしましては、今事業の地元の市負担金として1,020万円のうち、平成26年度分として715万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第18号の平成26年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）について若干お伺いしておきたい、このように思います。

5ページの収入支出の見積基礎、収益的収入及び支出の収益的支出の営業費用、野田谷貯水池事業負担金に伴う増という形で、当初はなかったと思うんですが、年度末で、もう3月、ここに至って715万円という補正をされている。これは葛城市の事業ではないわけですから、いろいろ相手の事情もあるでしょうけれども、そういう点では、こういう時期に補正を出すというのは、やはりいかなものかというふうに考えます。当然これは必要な事業であって、実施されるべきだというふうには思いますけれども、確かに一般会計とは異なる企業会計でありますので、そういう意味では、弾力的に対応するという事は、これはこれでいいとは思いますが、とにかくこの事業に伴う715万円の負担金ということでありまして、それぞれ負担金の積算の根拠についてお伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 川井課長。

川井水道課長 水道課の川井でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの事業費に対する内訳でございますが、あくまでも農林課を窓口として事業をしていただくという中において、県の事業としてやっていただくわけではございませんけれども、国庫助成金につきましては50%と、県が30%ということで、あと地元負担として20%ということになっておりまして、水道課で負担させていただく金額につきましては、そのうち10%

ということになっております。それが今回、県が平成26年度において補正予算を組まれるという中において、水道課において今回715万円を補正予算としてお願い申し上げるものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第18号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時53分

再 開 午後3時05分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、引き続きまして、本厚生文教常任委員会の所管事項の調査案件についてお願いいたします。

初めに、新クリーンセンター建設にかかる諸事業についてを議題といたします。

本件について、現在の事業の進捗状況等、理事者からの報告を願います。

異室長。

異 新炉建設準備室長 新炉建設準備室の異です。よろしくお願いいたします。

私の方から事業の進捗状況について報告させていただきます。

まず、工事の状況についてですが、大まかなスケジュールを申し上げますと、現在、建屋の地下部分の掘削工事を続けており、まだもう少し掘削が続きますが、掘削と並行して次のステップとして、まず先に煙突部分の基礎工事に入っております。少しおくれて建屋部分地下3階から1階までの躯体工事を順次行い、その後、地上1階から3階までの躯体工事を行うとともに、機械関係等の工事、いわゆるプラント工事も始まります。躯体工事は平成28年5月ぐらいまでかかり、その後、外壁や内装工事、また管理棟、それから一番下の段の計量棟の工事も行います。平成28年12月までには施設関係は完成いたし、1月から試運転が始まるというスケジュールとなります。また、1月からの試運転に向けて、事前に12月から、そこで働く職員の机上教育を始めるという形になってこようかなと思います。

次に、県に対する取り消し裁判の件ですが、前回の委員会がたしか12月17日にあったと思

いますが、それ以降、1月29日に4回目、それから3月12日に5回目の口頭弁論がそれぞれございました。また、原告9名から、1月26日付で新たに工作物の新築（クリーンセンター）許可取り消し請求事件として訴状が提出されました。さらに、3月5日付でそれに対する執行停止の申立書が提出されまして、10日付で裁判所から県の方へ通知されているということで、先週金曜日あたりに県の方に届いているようです。それと、3月12日の口頭弁論につきましては、擁壁の許可取り消し請求事件と、それから、先ほど申し上げました新たな訴状のクリーンセンターの許可取り消し請求事件の両方の口頭弁論の期日となっております。この3月12日なんですけど、その中で、前も申し上げたかわかりませんが、今後の裁判の流れなんですけど、先に始まっている擁壁の許可取り消し請求に、今回提訴されたクリーンセンターの許可取り消し請求を併合するという形で裁判が続いていくというふうな形になります。ですので、先に始まっている裁判に後で訴状が届いた分をひっつけていくと、併合するというような形で裁判が続いていくという形になります。それと、この執行停止なんですけど、前回と同様、許可の効力の停止を求めるといような執行停止です。あくまで許可の効力の停止という形になります。これも県に対してですので、お間違いのないようお願いしたいと思います。ということで、許可の効力の停止を求めるといことで、期日的には本裁判が確定するまで停止ということをお求めしております。

それと、これは県の裁判ですけれども、引き続いて県の弁護士、それからもちろん県の職員と一緒に協力しながらこの裁判に参加させていただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。またその辺につきましては、逐一この委員会でも報告させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 ただいま、さまざま進捗状況等、報告を願ひましたが、このことにつきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 2点質問させていただきたいと思ひます。

さきに工事のスケジュールについて説明がございました。今現在、掘削しながら地下部分の工事をやっているというところで、今も続いているということなんですけども、その時点で、見えない問題点とかがないのかどうか、順調に進んでいるというものなのかどうか、それをお尋ねしておきたいというふうに思ひます。

2点目は、これは市民の皆さん方も心配されていると思うんですけども、工事はそのように、工事のスケジュールにあるようにこれから進んでいくと思ひますが、裁判の問題が、いつもいつも、県に対してということなんですけども説明していただいている。こういった中で、私らは裁判のことについて詳しく、口頭弁論がありましたとか、擁壁だけと違って建屋の部分も出てきましたとか、予定どおりに裁判が進んでいっているわけなんですけども、裁判が終結するといふんですか、答えが出るという点をいつぐらいに見込んでいいのか、一番私自身、それは裁判の過程次第でわからないという答えになるのかわからないけども、大体予定されている裁判の結果が出る見込みの時期、これは教えていただけませんか。

朝岡委員長 巽室長。

巽 新炉建設準備室長 新炉建設準備室の巽です。

ただいまの藤井本委員からの質問でございますが、まず最初、工事の進捗、掘削の方が順調かどうかというような形でございますが、確かにかなり岩がかたくなっておりまして、今、採石場みたいな部分もございます。結構石を切り出しているような形で、今どの辺まで進んでいるかと申し上げますと、ちょうど地下2階がプラットフォームの位置なんですけども、その辺の部分までずっと掘削が進んで、そこから下を掘っているような段階でございます。我々としては順調に進んでおるといふふうに解釈はしているんですけども、今後、先、また掘っていく中でどのようなことになってくるかというのは、結構かたいということだけは間違いありません。でも、まあ順調に進んでいるのかなというふうには考えております。

それと、裁判の件ですが、非常に答えにくい部分でございますが、擁壁の方の裁判に、今回、先ほど説明させていただいたように、このクリーンセンター自身の取り消し裁判がまた1月末に出されたということで、もうそろそろ擁壁の部分が正直なところ終結していくんじゃないかなと、結審していくんじゃないかなと言っていた矢先に、またこの部分が追加になってきておりますので、それを併合してまた裁判が続いていくという形ですので、これからまたお互い証拠書類等の出し合いが続いていくというような形になろうかなと思いますので、ただ、内容的にはよく似たような中身の文書のやりとりという形になりますが、私からいつごろに結審するということは答えられないというところで、ご勘弁いただきたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 裁判の方はそういうふうな答えになるやろうかと予測はしながら聞いていましたけども、やはり相反するものが、こっちは進んでいる、こっちはやめよという裁判が進んでいく中で、これはどうにかならないものかなというのは希望として否めないものだろうというふうに思います。

掘削をしている中で感じているのが、かたい。かたいというのは、予想していたよりもかたいということをおっしゃっているのであろうと、このように思うわけですけども、そういう部分でかたい分、工事に時間がかかるであろうという意味も大体想定はつきますけど、そしたら、そのかたいという中で地下にそういう建物を、かたいと言いながら順調に進んでいるというお話でしたけど、特にできる建物そのもの、施設そのものに問題が影響するということはもちろんないわけですよ。あとそれだけ聞いて終わっておきたいと思います。

朝岡委員長 巽室長。

巽 新炉建設準備室長 新炉建設準備室の巽です。

今の藤井本委員のご質問ですが、特にその建屋を建てることに関しては問題ないと。逆に地盤がかたくて、基礎等、くいとかを打たなくてもいいというような形になっております。

朝岡委員長 ほかに何かご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようであれば、本件については、本日はこの程度にとどめてまいりたいと思います。

次に、葛城市学校給食センターについてを議題といたします。

本件につきましても、現在の事業の進捗状況等について、理事者から説明を願いたいと思います。

田中教育部長。

田中教育部長 教育部長の田中です。よろしくお願い申し上げます。

12月17日の厚生文教常任委員会以降の経過の説明の方をさせていただきます。

まず、ハード面につきましては、平成27年3月末の竣工に向けて工事の実施をしております。内装工事や調理設備等の設置工事を順次完了し、検査を行う段階に来ております。去る2月25日には、給食運営委員会の委員の方でご視察をいただきました。

続きまして、ソフト面でございます。給食業務委託の業者選定に関しましては、平成26年12月22日に第1回の給食業務委託審査委員会の方を開催いたしました。2月18日の第2回の委員会では、各参加業者から出された提案書の評価、採点を審査委員会の委員の方で行っていただきました。6社の応募がございまして、1次審査で6社から4社の方に絞り込みを行いました。次に、2月27日の第3回の審査委員会では、プレゼンテーション審査を行いまして、この2次審査の結果、優秀者の1社と、次点者の1社の方を選定いたしました。優秀交渉権者につきましては株式会社東洋食品、次点は日本国民食株式会社でございます。これにつきましては、既にホームページで3月3日にも公表させていただいております。

続きまして、給食運営委員会の開催でございます。2月25日に給食運営委員会を開催いたしました。まず、先ほどご説明しましたように新センターの建築現場の視察をいただきまして、その後、庁舎に戻りまして、市の給食の概要と、検討してまいりましたアレルギー対応の専用給食器の方をお示しし、ご意見をいただきながら、選定に当たっては事務局一任で了承の方をいただきました。

続きまして、アレルギー対応についてでございます。学校現場におきまして、市のアレルギー対応方針を先生方に説明するために、市内小中学校7校と幼稚園5園に手分けしまして、基本方針や献立のサンプル、また給食器や食缶、かご等を持参しまして、説明のために回らせていただきました。2月4日から3月2日にかけてでございます。次に、この件につきましては、各学校の養護の先生や給食委員の先生方でつくりますアレルギー対応委員会で、マニュアル案の説明会をあす予定しております。また、アレルギーの対応マニュアル案の策定を行いましたので、3月26日に第1回の葛城市のアレルギー対策委員会の方の開催を予定しております。

最後に、地産地消についてでございます。3月3日に、地元の寺口ファーム代表と昨年会議を持ちましたその際に問い合わせがございました農産物の使用実績と納入価格、また、センターとしての農産物の納品の際の諸条件の方をお示しさせていただいて、現在検討いただいております。

以上でございます。

なお、今後の予定でございますが、今後はこの優秀交渉権者と諸条件につきまして協議を重ねてまいりまして、新年度に入りまして契約の方を行いたいと考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 ただいま報告を願いましたこのことにつきましても、何かご質問等はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 ただいま田中部長の方から、学校給食センターについてご報告をいただきました。既に委託業者の選定という形で公募型のプロポーザルが実施され、6社の中から2社を選定し、第1位だった株式会社東洋食品と今後業務内容について交渉をしていくということになっている。これが実らなければ第2位の日本国民食と交渉していく、こういうことになるということで、大体それを3月中に行い、4月には契約をしたい、こういう運びになっています。

私は業務委託に当たって、学校給食法に基づいて本当に子どもたちに安全で安心、おいしい学校給食が提供され、何よりも学校給食は教育の一環であるということの位置づけであり、やはり食育基本法に基づいて食育がちゃんと実践されていくのかということと、あるいは事故があった場合、どこが責任をとるのかということが契約にきちっと明確にされなきゃならないと思いますし、また、昨今大きな問題になっている、これは業務委託するわけです。派遣ではありません。やはりそういうことからして、派遣にならない。派遣ということになれば、これは偽装請負になるわけですから、請負というのは、あくまでも本来であれば、食材の調達から材料の保管あるいは調理加工、そういうことから全てを、アレルギー食を含めて一貫して責任を持って、委託を受けた事業者がやるということであります。当然このことについて、センターの所長あるいは管理栄養士が業務内容について指示や監督ができない、こういうことになっているわけでありますから、法に定められた派遣法あるいは請負、そして職業安定法等々、非常にシビアなラインで委託をし、先行されている給食センターも、その辺が非常に微妙なこととして運営がされているわけであります。私は何よりも、ここまで来た段階において、自校方式とか言っても仕方がないことですから、本当に子どもたちに安全でおいしい給食を、保護者が安心して任せられる給食をつくっていくという視点から、やはり業者との契約において、きちっと中に明記していく必要がある、これからだというふうに思うんです。

1つお伺いしておきたいのは、この間、いろいろ冷凍食品の問題あるいはO157の問題とか、あるいは食中毒で子どもたちが死亡するという問題ですけども、そういう事件があったわけですね。とりわけ食中毒について、学校給食にとっては、原因解明というのは非常に難しい状況になっているんですね。そんな中で、生徒、子どもたちに事故があった場合に誰が責任をとるのか、損害賠償をするのかと、こういう点をいかがお考えか。私は、食材を提供しているということがあったとしても、当然、食材を受け入れて保管し、加工調理していく、そして配送していく業者が責任を負わなければならない。でないと、これは請負にはならない。ここではっきりしておかないと、私は請負にはならないというふうに思うわけですが、この点はやはり契約において明記するべきではないかというふうに思います。厚労省でしたか、職業安定に係る部局では、やはりそういう明記をされるべきと、Q&Aにおいてそういう見解が示されているわけでありますけれども、ところが、五條市あるいは御所市とかを見

ていますと、そういう内容が書かれていない。非常に微妙な中で運営をされていると、こういうことで、まあ事故がないからそれでおさまっているけども、一旦事故があった場合には、これはもう市としての責任、受託業者としての責任、ここはやっぱり明快にしないとイケない。設置者としての市の責任は当然免れないわけですけども、少なくとも契約上は請負にした事業者が責任を持ってやるわけですから、そういう事故に対する賠償責任を負わなければならない、こういうふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

朝岡委員長 大西教育長。

大西教育長 9月の給食センターの実施に向けまして、これからソフト面で更に詰めていかなきゃならないという段階まで来ております。1つ、プロポーザル方式で6社に応募いただき1社に絞ったわけですけども、このことにつきましては、審査委員の中には学識経験者、専門家の方、PTAの方、学校現場、こういう者も関係者に入っていただきまして、いろいろプレゼンテーションを受けながら、どの方においてもやはり東洋食品がすばらしい企業だなということで、選定いただいたということでございます。実績としましては、聞きますと全国でおよそ150カ所、給食を提供しておるということで、私もプレゼンテーションを聞かせていただいて、本当に安心できる業者だというふうに思っております。今後、細かいことにつきましては、あくまで今はプレゼンいただいた向こう側の提案でございます。今後は、具体的に私どもの業務につきまして細かく業者と詰めながら協定書を交わしていきたいと、こういうふうに思っています。

今おっしゃっていただきました方が一ということでございますけれども、この業者につきましては、私も安心・安全も含めまして委託をするということでございます。さらに、新システムになりますと、万が一トラブルが起こった場合は、どの部分で誰がというところまではっきりする、こういうようなシステムになっていくと思いますので、まずその原因究明につきましては確実になるだろうなというふうに思っています。あと、今2、3ご心配いただいていますどこまで協定書の中に盛り込めるかということにつきましては、今いただいたご意見を参考にしながら、また、ほかの給食センターの実例、そういうものを、国の考え等もまた研究しながら、早急にそのことにつきましては協定書の中で検討してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 この間、本委員会が教育委員会の所管になってから、この問題についてはその都度いろいろ提起をし、ご検討いただいているわけでありまして。しかし、なかなか審議、審査の中身を深めるための仕様書の公表、あるいはプロポの要領等々が手元にない中で審査をしてきた。やむを得ず私は開示請求によって入手すると、こういうことになっているわけで、しかも、実際にプロポーザルの日程、執行状況というのは、私自身はネットで見ているというふうな状況の中で、本委員会が実際に、もちろん調査事項としてこの本委員会に付託されているわけでありまして、私はやっぱり情報、資料を十分開示していただいて、もちろん学校給食委員会でご議論していただくということは大事でありますけれども、本委員会に調査事

項として付託されて審査の対象になっているからには、できるだけ早く事務事業の進捗状況を委員長、副委員長には報告していただいて、その都度委員長、副委員長が判断し、委員にご連絡いただくということが私は必要だと思います。でないと、私たちこの常任委員は、ここに出されている調査事項としての審査をすることがなかなかできないわけであります。開示請求の中において私は、これからのこととありますけれども、調理業務指示書について教えていただきたい、あれば公開、開示をしていただきたいということをお願いしているわけでありますけれども、今の教育長の説明からすれば、これからということですね。そのように理解しておきたい。できるだけよりよいものをつくり、まさに4,100食の給食を全ての葛城市の児童、生徒、幼稚園児においしく食べていただけるために、やはり議会としてはちゃんとした対応をしないといけないというふうに思っています。

それから、冒頭でも申しましたが、業務委託について、やはり問題になっているのが偽装請負なんですね。調理場や施設、備品、機械類は当然市が設置し、提供するわけであります。市の所有物であります。そこで、学校の管理栄養士、職員が献立をつくり、そして食材を購入する。そして、その指示のもとに民間の事業者、調理員が調理をする、こういうことになるわけでありますけれども、この献立をつくり、あるいは食材を購入し、その指示のもとに民間の調理員が調理をする、こういう流れ、行為そのものが、指示、命令というか、偽装請負、いわゆる派遣法に当たるのではないのかという、偽装請負の疑いがあるというのが労働局の見解であります。こういう点で私は、どのような仕組み、どのような体系によって実施されるのかという点では、厳しくとは言わないまでも、きちっと、やっぱりしかるべき法や制度にのっとって、あるいは学校給食法にのっとって進めていかなきゃならないというふうに思っていますので、その点ご留意をされて、第1位の事業者、株式会社東洋食品との交渉に当たっていただきたいし、また、契約書を作成する上で、そういう点も配慮した内容にしていくことが大事だということを書いておいて終わりたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかにご質問等はございませんでしょうか。

副委員長。

増田副委員長 2点お聞きさせていただきます。

まず1点、先ほどからご説明ございました6社から2社になって、最終、東洋食品。先ほど教育長の方も安心できる業者やと、審査委員こぞってそういう認識をされたというふうにお伺いしました。具体的にこの会社の売りといいますか、どういうポイントで訴えるものがあつたのか。恐らく全国屈指の業者が並んでおられて、ある程度特徴があつたのかなと思うんですけど、最終的な決定をされたポイントを、イメージとして私どもにお聞かせ願いたいというのが1つ。

それからもう一つは、恐らくそういうことも配慮になつたのかなとは思いますが、先ほど部長の方からの説明にございました地産地消、地元産の取扱いについてでございます。一般質問のところでも若干お話をさせていただいて、農家の立場としては、より地元の農業の活性化につながるような効果を出していただけることと、それから、保護者の皆さん方は

地元の農産物を食材に入れていただけるという、そういう消費者と生産者の両者の需要に応えるという効果がある、非常に両者にとっていい取り組みであるかなと思うんですけど、寺口ファームとのお話も含めて、葛城市は広うございますし、どんな農家もございますし、より広い範囲から食材を確保することが安定供給につながるのかなというふうにも思います。ただ、安心・安全、農薬の管理等々、非常に素人といいですか、ある一定の指導に基づいた農作物でないと、当然自給自足の農産物ではだめなので、ある程度ハードル、規格といいですか、教育部局からある程度マニュアルというか設計図といいですか、そういうものを示さないと、農家はそれに基づいての出荷もできないと思うので、その辺のところも同時に進められるべきかと思うんですけど、その2点についてお伺いします。

朝岡委員長 田中教育部長。

田中教育部長 1点目の件でございます。私も委員会の審査員でございましたので、私を感じた点を述べさせていただきたいと思います。まず、もちろん基本点となりますのは実績点と価格点ということで、これはかなり高かったように思います。そのほかに、東洋食品と申しますのは、保健所の出身者の方で組織されている、そういった保健衛生部という組織を持っておられまして、そういう組織に何百名という方がおられまして、全国的にそういう150カ所ほどの実績の中で、そこが集中的に指導、管理されているということで安心できるということと、それから、提案書の中では今まで食中毒の方を実際起こしたことがないというか、そういうことも書かれておりましたので、これはやっぱりすごく印象が深かったということでございます。そのほか各委員の方では、いろいろそれぞれ思われた各点につきましても評価されていると思います。そういった各委員の中で総合評価をさせていただいて、東洋食品の方になったということになります。

2点目の地産地消のことにつきまして、これにつきましては、昨年から地元の寺口ファームとか、また農協の方などのお話も聞きに行っておりますし、また、農林の方で今進めておりますいろんな協議会、その辺のお話とかをずっと進めさせていただいております。給食センターとしても、先ほど副委員長がおっしゃっているように規格表、サイズとか数量とか、その辺はお示しさせていただいております。また、金額については、それも去年からの宿題でしたので、実際、実績の納入金額の方をお示しさせていただいております。給食センターは大量で、同じ規格で不足することなく一定の量を毎日のように納めていただけるような団体というのがなかなか難しいと思いますので、その辺はやはり近々に、そういう組織ができ上がりましたらその辺の窓口にご連絡いただかなくていただきまして、安定的な供給の方をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 増田副委員長。

増田副委員長 そういうふうに進めていただいているということで、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

農産物の安心というのが、一般的には市場で買うと安心できて、農家がつくると当てにならないといひますか、失礼な表現ですけれども、安心できない。そういう誤解も恐らくある

方もおられるかなと思うんですけども、農薬の安全使用基準については、基本的に農家がそういうものを、自分の使った農薬をノートといいますか栽培履歴という書類にちゃんと記入して、農産物の出荷と同時に書き出さなければならないというシステムがあるので、私、どこかで聞いたのは、業者で買うと安心やけども直接農家で買うと不安やというふうなことをちらっと聞いたので、先ほどのマニュアルの中に、農家から直接買う場合はそういうものを提出しなさいという、農薬の使用についての履歴を提出しなさいとかいうものも項目として入れる必要があるのかなというふうにも思います。

それから、先ほど、業者の選定をしていただいた、結論的には安全性が非常に配慮された、装備が十分やということがアピールできるという業者やというふうに認識しました。その辺が一番保護者にとっては頼れるところかなというか、聞きたいところというか、安心していただけるような、そういうメッセージにあるのかなというふうに思いますので、参考にさせていただきます。

そういうことで、農家に農産物を求めるときの要望としては、農薬のところを特にポイントとして上げていただけたら、特に給食の場合ですと、無農薬とか有機とかと言ってしまうと、もうとんでもない世界に入ってしまうので、マニアックなところに入ってしまうので、基本的には決められた農薬の範囲内できちっとつくっていますという範囲で私はいいいのかなと思います。よろしく願いしておきます。

朝岡委員長 ほかにご質問等はございませんか。

川村委員。

川村委員 私の方からもう一つつけ加えて申しておきたいなと思うことは、先ほどからいろいろと業務委託をする、今までと変わらず食材、それから献立等は栄養士によって管理されるというようなことをお伺いいたしましたけれども、安全であるということはもちろん第一条件で、優秀な業者にその対応をしていただくということは、とても期待をしておるところでございますけれども、先日、健康増進推進協議会の方の食育の推進についてちょっと話がありまして、いろんな立場の方から、食育がどのぐらい浸透しているかというところの話に触れました。今食べている子どもたちが大人になって、次の子どもたちに、自分たちが食べてきたものがどうかという結果が伝えられていくところまでが食育だ、長いスタンスであるというような話もありましたけれども、食育基本法ができて10年余り、やはり和食型の献立ということが日本人の体に合うし、また、先ほど来言われていますアレルギー対応についても、栄養士の方によると和食、要するに根菜類、そういったものが実際にアレルゲンになっていることは少ないんです。卵や牛乳とか甲殻類がありますけれども、今の学校給食が新しくなるこの機をぜひチャンスとして、和食型のメニュー、献立というのもまたひとつ考え合わせて、食育、伝統食も含めて体にいいものという、地産地消も、やはりこの土地でできたその食材を使うからにはいろんなメニューを食べてもらうということ、これも1つの食育なんですけれども、やはりだしとか、そういった本当の味というものも含めた食育をするという観点からも、またそういった献立についてもぜひご検討いただきたいなと思っております。よろしく願います。

朝岡委員長 ほかに質問等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでしたら、それでは、本件についても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

今お話がございました第一交渉権者との協定書等の調印に至る今後の内容について、随時ご報告願いたいということと、地産地消の食材提供の推移であるとか、今お話がございました食育推進の考え方、この辺も、随時またご報告があるようであれば報告を願いたいと、このように思います。

私の方からは、先ほど来部長が説明いただきました工事がおおむね完了して、今、検査等でさまざまな調理器具等の検査に入っているということで、引き渡しが大体本年度末ということでございます。造成工事からすると1年余り、前所管であります総務文教常任委員会からも引き続き、調査案件で完成の内容まで踏み込んだ調査をしておりましたので、できるだけ早い時期に、本委員会だけでいいのか、全体的に議長の方に相談もさせていただいて、議員の視察も時間的に早い時期に、また見学会等を実施願うようなこともお考えいただきたいとつけ加えて申し上げたいと思います。

それでは、お諮りいたします。新クリーンセンター建設にかかる諸事業について及び葛城市学校給食センターについては、事業の進捗に伴い随時今後も委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いたすが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。

よって、新クリーンセンター建設にかかる諸事業について及び葛城市学校給食センターについては、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いたす。

以上で本日の審査案件は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言があれば許可いたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

それでは、早朝からにわたりまして11議案の付議事件並びに今の調査案件の内容についてご議論をいただきました。特に本委員会に託されました事件につきましては、条例の制定なり、また、国の緊急交付金の即効力がある事業についてもご議論いただき、ご審査いただきました。市民の皆様方に直接かかわる案件でございます。最終的にこの審査の内容をご報告し、本会議でご議決の判断をいただくわけでございますが、今後とも行政当局におかれましては、十分なお努力をいただきまして、しっかりご周知いただきたい、このようなことを申し上げます。

それでは、本日の厚生文教常任委員会は閉会といたします。

閉 会 午後3時51分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 朝 岡 佐一郎